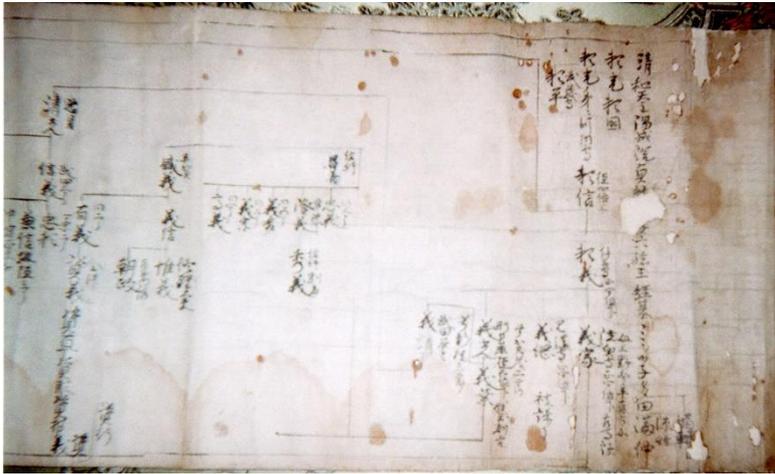


信濃国

飯嶋氏の研究





飯嶋氏の系図

右下部分満仲の右隣に  
満輔(満快)の名がある。



飯嶋城跡の説明板  
飯嶋城本城入口にあり、  
付近に土塁・空堀が存在  
する。



臨照山西岸禅寺  
創建当時は七堂伽藍を  
有する寺院であったと  
いう。



西岸寺裏山の飯嶋氏廟所  
戦国時代末期から江戸時代  
初期の墓がある。

目次

はじめに.....10

第一章 武士とは何か.....13

第一節 武士の発生.....14

第一項 職業の世襲.....14

第二項 土地の支配.....18

第三項 武力の保持.....22

第二節 武士の存在.....28

第一項 武士の自覚.....29

第二項 武士の評価.....30

第三項 武士による統治.....33

第三節 武士の変遷.....36

第一項 発生期.....37

|     |           |    |
|-----|-----------|----|
| 第二項 | 発展・成長期    | 38 |
| 第三項 | 消滅期       | 38 |
| 第二章 | 飯嶋氏に関する考察 | 40 |
| 第一節 | 飯嶋氏の家系    | 42 |
| 第一項 | 飯嶋氏の系図    | 44 |
| 第二項 | 飯嶋氏の名字    | 57 |
| 第三項 | 飯嶋氏の家紋    | 59 |
| 第二節 | 飯嶋城の考察    | 61 |
| 第一項 | 飯嶋城の築城    | 61 |
| 第二項 | 飯嶋城の変遷    | 63 |
| 第三項 | 飯嶋氏の戦術・戦史 | 66 |
| 第三節 | 西岸寺の考察    | 70 |

|      |        |    |
|------|--------|----|
| 第一項  | 西岸寺の建立 | 72 |
| 第二項  | 西岸寺の変遷 | 74 |
| 第三項  | 飯嶋氏の信仰 | 76 |
| おわりに |        | 79 |

はじめに

考古学とは何であろうか。遺跡・遺物等から過去の事実を考察する学問であるという。歴史学とは何であろうか。古文書・史料等の解読によって過去の事実を考察する学問であるという。しかし、我々は現在に生きているこの瞬間にしか存在せず、別の時間に身を置く事はできない。考察するのも現在只今だけであり、過去に考察を戻す事も未来に考察を移す事もできない。時間というものが存在するとすれば、過去・現在・未来という流れの中で、その考察をしているという事になるのだろう。どんなに客観的に考察しようとしても、その時点での我々の主観的解釈から考察したものである事を免れない。とすれば、現在おこなう歴史的考察は事実の認定というよりは、その時点での歴史の解釈という他はないのではないだろうか。そもそも、歴史学の研究対象である古文書の場合、書き残した著者等人物の意識を強く反映した物になるはずであり、「勝者の歴史は残るが、敗者の歴史は残らない」といわれるとおりなのではなからうか。第一級の歴史史料といわれるような古文書であっても、その性質はやはり著者等人物の主観的見解の残物なのではないだろうか。都合の良い事は記録するが、都合の悪い事は記録しないだろう。歴史を客観的に書き残している物とはいえないのである。勝った者の歴史的主張だけが残って、負けた者の主張（言い分）が全く残らないというのは不公平であり、バランスを失するのではないだろうか。禅宗の教えであるが、「不立文字 教外別伝 直指人心 見性成佛」という。真に自分自身が経

験・体験した事でなければ本当のことはわからないというのがである。本当にそのとおりではないかとつくづく実感する今日である。

私は、縁故あって昭和の終り頃から、平成、令和の初め頃まで、長野県上伊那郡飯島町の豪族であった飯嶋氏を調査・研究してきた。当初、昭和六十三年、自分の先祖の調査する意図をもって、長野県上伊那郡飯島町の飯嶋氏第二十九代飯嶋紘氏と知り合う事になった。当時は初対面ながら、何か声に聞き覚えがあるような気がして懐かしいと感じたことを今でも覚えている。だが、正直にこの時点では、自分の先祖に切支丹がいるなどという話は全く信じられない事であった。同じ頃に、茨城県水戸市でも梶誠氏に話を聞くことができた。この人は、直参旗本から水戸藩士となった梶二郎兵衛正利の子孫とされる方であった。

その後、平成十七年に西岸寺で受戒得道して宗禅玄真の法名を授かるなど、幾度か飯島町を訪問しながら交流を続け、独自に研究を進めてきた。この度、わずか三十六年余りの調査・研究ではあるが、地方豪族飯嶋氏に関する私的見解として「信濃国 飯嶋氏の研究」を成果としてとりまとめる事にした。

論述にあたり、飯嶋氏は武士として発生したのであるから、まず「武士とは何か」を一般論として説明した後、「飯嶋氏に関する考察」を述べていく形式をとる。あくまで、私的な研究成果を論述するものであり、私自身による誤解・本書記述に対する異論もたくさんあるだろう。しかし、本書はもとより社会一般に流布する事を目的とする書物ではなく、個人的な調査・研究成果を取

りまとめる為に書いた物であるのだから、誤解・異論を気にするまでの事ではないものと思う。  
個人的な調査・研究成果、歴史的解釈として、還暦を迎えるこの年に本書を書き記す。

## 第一章 武士とは何か

日本においては、いわゆる平安時代末期から江戸時代まで、一時期の例外（建武の新政）を除き約七百年以上にわたり武士による政権が統治する時代があった。このような軍事的政権が長期間にわたって支配していたという歴史をもつ国は他にないのではなからうか。しかも、日本の場合、統治をする武士の政権の他に、天皇を中心とした公家で構成される朝廷が存在し続けている。通常、政権交代が起きれば王朝も変遷していく事になるのだろうか、日本では皇室の系統が統治の源泉として絶える事なく存続されてきている。この事も世界的に見て珍しい事なのではないだろうか。この日本の一種独特の歴史経過の中で武士は発生・存在・消滅していくのである。武士とはいったい何だろうか。

武士の定義も、「武芸を習い、軍事にたずさわる者。武技を識能として生活する識能民と捉える立場からは、平安後期に登場し江戸時代まで存続した社会層」（広辞苑 第六版 二〇〇八年一月十一日 発行）とか、武芸を識能とする集団・構成員、あるいは武力を保持する封建領主というような表現のしかたもある。しかし、私としては、武士の典型例を鎌倉時代の地頭、あるいは、室町時代の国人領主と捉えたい。そして、その要件として①職業を世襲していること。②土地を支配していること。③武力を保持していることとする。そのうえで、武士がどのようにして何故発生したのからみていきたい。

## 第一節 武士の発生

私は、武士の発生に大きく三つの出来事が関係していると考えている。それは、①科挙の制度を採用せずに職業を世襲にしたこと。②土地の私有財産制を認めたこと。③軍団制を廃止したこと。以上の三点である。この三点を前提に、私なりに武士を定義すると、職業を世襲とする土地の支配者で武力を保持している実力者という事になるのである。特に、職業を世襲しているという部分が非常に重要になると考えている。

さて、なぜ前述の三つの出来事が武士の発生要因になったといえるのかについて述べてみたい。

### 第一項 職業の世襲

日本は飛鳥時代から遣隋使や遣唐使を中国へ派遣して、進んだ文化や技術を輸入してきた。

統治制度についても同様であり、律令制度なども導入された。しかし、科挙の制度については、どうゆうわけか導入されなかった。本来であれば競争試験によって、能力を実証し、公正に評価して、より能力の高い人物を役人等として登用するほうが、優秀な人材を選抜する手段として合

理的であるはずである。中国はもちろん、朝鮮半島やベトナムでも競争試験の制度は導入されている。そのほうがより能力の高い人物によって統治機構を構成する事ができ、国内の統治はもとより、外国との外交・国防政策においても有効な対処を迅速確実に実施できる可能性が高いからである。しかし、一方で競争試験は過当競争の引き金となったり、世代間で継続安定的に職業を保持できる可能性は減少してしまう傾向がある。おそらく日本では競争社会を望まず、世代間で安定した職業継続ができる方が良いという価値判断が強くはたらいたのではないのだろうかと推察する。

ともあれ日本では職業の世襲が固定していく事になる。そうすると世襲の前提となってくるのが家系（家柄）という事になる。日本の家系図には偽系図が少なくないとされる原因にもつながってくる。私は、日本の家系図は、中国の族譜や、韓国のチョッポとは、意味合いが少し異なるものであると思っている。中国人や韓国人は日本のものと同一のものであるという意見をもっていうようであるが、彼らのものは血系的に一族である事を示している、その家の家系として職業の系統を固定化する意図を有していない。この点が決定的に異なっている。もちろん、日本の家系図にも一族である事を示す血系図的な意図を含む事を否定するわけではない。重要なのはそれだけではなく職業世襲の根拠としての意図も有しているという事である。公家は公家、武家は武家、農家は農家、商家は商家としての家系がある。ただし、職業間の変更がまったくなかったわけではないし、そう断言できるのかという疑問も当然あるだろう。しかし、職業を世襲してい

こうとして数十年・数百年経過すると、その系統を証明する手段が家系図ぐらいしかなくなってきてしまう。「私の親も、親の親も、このとおりの仕事をしておりました。」と奏上できるのは数世代の間までの事だからである。職業世襲の証明手段として家系図を使用してしまうと、前述のとおり、偽系図ができてしまう原因にもなる。自分がこの職業につく根拠は、自分の家系がこのようなだからであると主張する根拠として家系図を使用するが、実際、自分の家系がよくわからなくなってきたり（系不明）、その職業に従事したいがために系統を偽ったりするわけである。もちろん、この場合も全てが偽りというわけではない場合もあるとは考えられるが、ほとんど全てが偽りになる場合もあっただろう。特に、武士の場合は、戦場における働きが認められて仕官する場合、自分の家系が不明で自らを武門の家系であるとするため、当時の居住地付近の武士の家系である豪族に結び付けた偽系図を作り、仕官しようとする主人へ提出してしまう場合もあったからである。家系を冒用して偽系図を作成する事他、売りに出された系図を購入して盗用したり、家系の冒用と系図の盗用を併用したケースもあったようである。かなり後の時代になるが、戦国時代末期から江戸時代初期にかけて、幕府や諸藩主へ藩士等が提出した系図の中にこのような物がかなり散見されるように思っている。よくある典型的な偽系図の特徴として、①本家筋にあたる家の系図に系図提出者の主張する分家分派の記載がない。②系図提出者の系図から分家分派した家がない（つまり、ほぼ一本線の一系統の記載のみ）。③名前の記載のみで生没年月日・妻女・事績等の記載がない。例えば、名のある武士なのに近隣の合戦に一度も出陣がない等④別の

一級史料と比較して事実整合性がない。⑤所在地とされている場所・土地に城・館跡等がなく、菩提寺・墓等の存在がない。また、所在地とされている場所が家系図の時代に存在しないか存在していても居住等に適さない（開墾前の湖等だったとか、湿地帯であったなど。）⑥家系図記載の紙が新しく・文字等も古い書体等でない。⑦系図の世代関係が不自然であったり、百歳を超える老人の子供、生殖年齢未満の子供の子孫であるとする系図等、このような家系図は偽系図である可能性がかなり高いものであると考えられる。

清和源氏、桓武平氏、藤原氏秀郷流を称する武士は多い。それはこれらの系統が武門の系統の代表格とされたからもあるだろう。しかし、私は必ずしも系図上の主張が、これらに限られない事を知っているし、必ずしも名家を自称するために用いられたわけでもないと思っている。例えば、信濃国の松岡氏は奥州安倍氏の末裔を称しているが、奥州安倍氏は蝦夷・俘囚で逆賊と評価もでき、武士の家系であるとしたとしても名家であるとはいえないのではないだろうか。また、土佐国の長曾我部氏は百済王の末裔を称しているが、王族とはいえ外国からの渡来人の子孫とするのは、日本における名家を称する事を目的としたものとはいえないのではないだろうか。

なぜ職業世襲が武士の発生要因と関係するのかについてであるが。前述のとおり、職業の世襲は職業の固定化につながる。後述のように、土地を支配したり、武力を保持したりするのはそれだけでもかなりの特権であると思われる。従って、武士という職業を安定して子孫へ伝えるために職業世襲が大きく影響したものと考えられるのである。従って、武士とは、武士の家系に属す

る者であるといえるのである。

私の祖父は旧帝国海軍の職業軍人であった。私の父は千葉県警察の警察官であった。その影響・環境もあつてか私自身も自衛官という職業に就いた。たんなる偶然といえどもそれまでもかもしれな  
いが、子はやはり親を見て育つものと考えられる。生育環境は少なからずその人の人格形成に影響するものである。もし、私の親やその親たちが、そのような職業に就いていなかったら状況は  
かわつていたのではないかと思つている。職業の世襲は親の願ひといふべきものか、子への感化  
とでもいふべきものなのであろう。子は自然に親と同じ様な職業に就こうとするし、親は子が自  
分と同じ様な職業に就くと安心できるのでないだろうか。時代、社会事情は変わったとしても、  
人の心の本質は大きく変わる事なく存在し続ける。それが人間、親子・兄弟・夫婦、社会のあり  
ようといふべきものなのではないかと思ふのである。

## 第二項 土地の支配

公地公民制を修正して、天平十五（七四三）年に墾田永年私財法を制定し、土地の私有を認め  
たため、国の土地支配力を弱めて、私人による土地支配力を強めるという結果をもたらした。つ

まり、不動産の生産性を利用する機会を私人に広く認めるといふ事になった。国が統制できない私人による支配領域の拡大は国による私有地から公有地の回復を目指す没収といふ事態も発生させた。開発領主たちは権門への私有地献上（荘園化）といふ方法によって対処していく事になり、本所―領家・領主―農民等の関係が成立して、この問題の複雑化のもとになるとともに、土地の支配関係を仲介にした封建体制への移行といふ事にもつながっていった。中世の重層的な土地支配構造（領主―土地支配的農民―耕作に従事する農民）へと移行していくのである。又、土地の支配は農耕生産だけでなく、通行・流通にも少なからざる影響をもたらしたほか、土地の支配をめぐる紛争から、土地の管理や紛争解決方法にいたるまで、さまざまな社会・人間関係に発展・変革をおよぼしていく事になる。善くも悪くも土地を支配しているといふ権利意識が強くなっていく事になったのである。開墾によって自ら耕作地を所有する場合だけでなく、押領によって奪い取ったり、恩賞として与えられたりする場合もでてくることになるのである。いづれにしても、単なる土地所有者といふにとどまらず、領主化した存在であったといえるのである。

武士は土地を支配するために、その地名を名字にしたし、一族が増えて同族間の区別をするためにも、名字を変える必要があったのであろう。日本の名字に土地由来のものが少なくないのは土地支配の正当性を名字に求めた事も原因の一つであると考えられる。

では、どの程度の土地を支配していれば土地支配として妥当なのであろうか。基本的には村落ないし郷といわれる程度は必要であると思う。重層的な土地支配構造の中でも、領主的存在である

程度には自己完結性があり、ある程度の独立採算制がなければ、土地支配として完成しないからである。もちろん、それ以上の大きさ、例えば、複数の村を束ねて支配する等、郡などの程度に広がる事は差し支えない。ただ、村落未満の土地支配では、土地の所有者（土地支配的農民ないし武士的奉公人）ではあっても、土地の支配とまではいえないのではないかと考えるのである。従って、武士とは、領主（封建的領主）であるといえるのである。

私は縁あって、法律の勉強をしてきた。そして、法的思考をいくらかでも身に付ける事ができたのではないかと思っている。この事が実家の相続問題へ影響を及ぼすことにもなった。実際、私の祖父は職業軍人であったから、神奈川県、東京都等を転勤しながらの借家住いであった。終戦後、軍隊の解体による失職の関係もあって、千葉県銚子市笠上町にあった縁者の経営する合資会社笠上澱粉工場の工場長として働くことになる。しかし、経営者の判断ミスもあり、会社は倒産、会社財産は清算されることになった。当時、工場長社宅として住んでいた土地を会社の所有地と分離・分筆し、無償譲渡によるかたちで所有権を会社から祖父名義に移転していた事により、工場長社宅は清算対象から外されており、一家は立ち退く事なく居住し続けた。つまり、その場所が私の実家（千葉県銚子市笠上町）ということになったのである。これだけでも居宅（居場所）を所有するという意欲がなければ実現できない。また、そのような措置を想起し、実行するだけの意思がなければ実現できない。ともかく、祖父は千葉県銚子市笠上町に自分の所有する不動産

（土地・建物）を得る事ができたのである。その後、祖父が事故で亡くなり、祖母も病死すると、父親がその不動産（土地・建物）を相続によつて取得する事になった。私の実母は既に亡くなつていて、私の父親は後妻をとつていた。父親は生前、「遺言書」の存在を明かしていたのであるが、くも膜下出血による突然死であつた事もあり、遺言等はなく、父親亡き後の事については、ほとんどその「遺言書」以外に知るすべはなかつたのである。ところがその「遺言書」を後妻の方が破棄してしまつた。普通に考えればであるが、後妻の方に有利な内容の「遺言書」を破棄するとは考えにくく、おそらく不利な内容の「遺言書」であつたのだろうと推察している。ともかく、亡父親の意思を知るすべはなくなつた。相続関係で、亡父との関係で私は子、後妻の方は配偶者という事になる。一方、後妻の方は亡父の配偶者ではあるが、私とは養子縁組等していないのであるから、私と後妻の方とは親族関係にあつても相続関係はない。この事はすぐに理解できた。しかし、一般の人達はそうは思わない。亡父と後妻の方は法律上結婚した夫婦なのであるから、私の義理の母親であると認識して、相続関係があると勘違いする人が非常に多い。いろいろ批判もあつたが、家庭裁判所の家事調停による相続関係解決の道を決断する事になった。双方代理人（弁護士）を立てての調停となつたが、約二年間程で審判に達した。「遺産（財産）を法定相続分に応じて分割する。」という内容のものであつた。この際、「遺言書」に関する事は一切話合われる事なく、民法第八九一条「相続人の欠格事由」第五号が検討される事もなかつた。更に、不動産（土地・建物）については、土地を更地にして代金を分割するとされた。調停終了の年に更地

化し、翌年、売却・分割を終了して、遺産分割に関する家事調停の内容は全て終わった。亡祖父が苦勞して取得した不動産（土地・建物）は残らなかったのである。もう一つだけ付け加えておきたい。亡父は生前「俺が死んだら遺骨は海に散骨してくれ。」とは言っていた。しかし、それは生前言っていた事実であるとしても最終の意思表示であるかまでは確信がもてず、結局、散骨は実施できなかつた。やはり、亡父の意思は「遺言書」の中にあつたと思える。後妻の方にとって都合の悪い内容があつたのかもしれないが、破棄されてしまつては、もはや何もわからなくなつてしまふのである。今現在も残念でしかたない。もう少し、何とかできなかったのかと悔やまれる。現在では法務局による「自筆証書遺言」の保管制度もあるが当時はなかつたのである。一度失われた記録は復元不可能になる事も多い。今後更なる制度が発展・拡充して、保管・保存制度が充実していく事が望ましい。

### 第三項 武力の保持

延暦十一（七九二）年に軍団制を廃止した事は、世界的にみても稀な事ではないだろうか。国軍をもたない国家になつたということである。また、平城京や平安京（平安城）は唐の都長安をモデルにして建設されたといわれているが、基盤の目状の配置はしているものの、長安城のよう

な城壁があるわけではない。城壁はなぜ無かったのか。費用や労力の問題もあるが、必要性が低かったからではないだろうか。いかにも日本の事情が影響した結果が顕著にあらわれていると思われる。そして、この軍団制の廃止は私人の武装を助長する結果をもたらした。国の武力が低下すると私人に対する統制力も低下するし、一方、私人の側からは自らの身を自ら防衛するため、あるいは自己の勢力圏を拡大しようとするために、好むと好まざるとにかかわらず、武装せざるをえない状況になっていったのであろう。

武力の保持というのは、文字にしてしまうと意味は通じても本当の事はなかなか理解されがたいのではないかと思う。単純に、武器を保有していさえすれば武力を保持できるわけではない。武器の使用法である武術を会得し、整備修理法にも精通する必要がある。又、個人で戦うだけでなく、集団で戦闘する事を想定すれば、部隊を統率する能力（リーダーシップ）や、戦術・戦法に関する知識や経験が必要とされる。更に、戦場とされる場所に関する地形・気象の戦闘に及ぼす影響や、戦いの相手となる敵に関する情報の収集能力も勝利を得て生き延びる為には関係してくるのである。

それでは、武器とは何であろうか。武術とは何であろうか。あるいはまた、戦術・戦法とは何であろうか。そもそも体格において、体が大きく力の強い者は体が小さく力の弱い者に対して戦いにおいて圧倒的に有利である。もし、体が小さく力の弱い者が体が大きく力の強い者に戦いにおいて勝とうとすると、何らかの武器を使用するか、何らかの術技を用いなければ不可能である

う。

武器には様々な物がある。時代々々に、相手より有利に使用しようとして、あるいはある種の武器に対抗して、あるいはより効果的に強力になるように開発されていくものである。

例えば、鉄砲は火薬の威力によって金属製の弾丸を発射するため人の力の強弱による差は影響しないといえる。しかし、発射薬と銃身強度の比率を効果的に設定しなければ自爆して銃身を破損するか、射手が死傷する事もありうるだろうし、逆に、発射薬の量が少なすぎれば、所望の弾丸効力が得られないだろう。武器の製造はもちろん、保持するための保守・整備、使用方法の習熟が要求されるのである。

武術にしても最初から古武術の流派のようなものが存在したとはいえない。しかし、戦闘経験が生まれながらにあるなどという人間は存在しない。初戦において誰でも例外なく戦闘未経験者なのである。武器の効果的使用法を経験者から伝授されない限り、より効果的に武器を使用する事などできないはずである。比較的距離をとれる鉄砲・弓矢、間合いのある長刀・槍、比較的近距离での太刀(刀)・短刀、更には徒手(素手)による戦闘、馬術による機動力の保持を含めて、その全てにおいてである。

武術は武士の本質的必須要素であるといえる。武力を保持しているからこそ武士であるといえるのである。軍団制が廃止されたからといって、軍事力・警察力が不要になったわけではない。時の政権は、国内外の安全を確保するため、軍団制に代わる何らかの措置を必要とする事になる。

そこで、武士の保持する武力の活用が図られたのだろう。それは、究極のアウトソーシング（外部委託）とでもいうべきものだったのでないだろうか。単なる傭兵というにとどまるものではないのである。

では、どの程度の武力・軍事力を保持していれば良いのであろうか。少なくとも、自己の支配する所領を防衛するのに必要かつ十分な内容の質・量の武力でなければならなかったであろう。そして、都等の警備・要人の警護・合戦への参陣ができる程度の事が要求されたであろう。また、時代背景（武器の質に影響）であったり、社会情勢（勢力関係・紛争の数等に影響）であったり、自己の企図（防御的⇨勢力維持的・攻撃的⇨勢力拡大的）であったりによって、その強弱に変化はあったであろうが、武士が武士である限り、武装しなくなるという事はなかったのである。従って、武士とは武人（戦士）であるとともに、大なり小なりの統治者であったといえるのである。

私の祖父は帝国海軍の職業軍人であり、私の父親は千葉県警察の警察官であった事も影響して、私自身は自然に自衛官となり、久しく勤務する事になったのは前述のとおりである。子供のころからの環境で、武道・武術等に関してみても小学生の頃から剣道を、その後、柔道、銃剣道、徒手・銃剣格闘などを習う機会があった。更にすすんで、弓道や古武術も習得する機会もあった。また、自衛官現職時、特に、幹部自衛官昇任以後は、戦術・戦史教育等も受けるようになり、戦闘における原理・原則を学ぶとともに、戦史研究をする機会にもめぐまれた。

私が古武術として稽古したのは、天真正伝香取神道流である。入門に際して、誓約書に署名・血判を押して誓いを立てる。師匠からは「まずは一撃必殺である。」と教えられる。術技を会得し人体急所・甲冑弱点を熟知して、急所・弱点へ確実に施術できるようにするよう稽古するのである。しかし、最終的には伝書日「抑々兵法者ノ求所ハ儒者道也 平法ハ儒者道ノ根元也」、「男子タル者平法ヲ知ラズシテ在ベカラズ 太刀ヲ抜カズ人ニ勝事 神道流ノ建立也」とする。そして、「活人円剣 殺人方剣 天真正之心 是万種不伝」という。

武器の操作方法は、その種類にもよるが、一朝一夕に習得できるというものでもない。特に、命のやりとりに関わる事であるから、真剣さが要求される。例えば剣術であれば、使用する刀剣の長さ・重さ・形状が、自己の体格・力量に整合する事はもとより、自己のなす術技に適合する形状等である必要がある。また例えば、動作として剣を振る範囲が長ければ威力は増大するが隙も多くなる。逆に剣を振る範囲が短ければ隙は少なくなるが威力は減少する。このような基本的なことを十分理解したうえで術技の稽古をして、ほとんど何も考えなくとも反射的に体が動作するようになるまでになる。自衛官現職時もヘッドショット（眉間を撃ち抜く）を追求する事が求められた。敵を即死させなければ反撃を受けるからである。

自衛官の現職時、特に、幹部自衛官昇任後は戦術・戦史教育をずいぶん受けた。任務遂行に必要・不可欠であるからである。任務分析においては、自己の地位・役割を理解するとともに、達成すべき目標を明確化する事が求められる。そして、得られた任務分析の結果に基づいて各種

見積（地域見積・情報見積・作戦見積等）の実施、計画（作戦計画等）の作成、実行の監督、成果の報告（戦闘要報・戦闘詳報）などをするのである。

戦術においては、我部隊の編成・装備、敵部隊の編成・装備、相對戦闘力、戦場となる地域の範圍や地形・氣象等によつて、戦闘様相が概定する。戦闘力は、火力（直射・直接照準、曲射・間接照準、空・地の火力、物的破壊・人的殺傷をする力）、機動力（戦場機動の能力、敵に対して有利な位置へ移動する力）、防護力（築城・障害構築能力、障害克服・交通路開設能力）の三要素に分析され、その運用によつて戦闘目的を達成するよう考察される。そして、任務達成のため最良の行動方針を案出・決定して任務完遂に邁進しなければならないのである。そのように私は教育・訓練を受けた。

戦史教育においては、「その当時のその人物（指揮官・幕僚）になつたつもりで、真剣に考察しなければならぬ。」と教えられた。

帝陸軍の教範「統帥参考」には「戦闘の勝敗は、将帥が勝利を確信するに始まり、将帥が敗北を自認するに終わる。」とある。つまり、組織的戦闘においては、物的損害・人的犠牲が勝敗を決定するのではなく、意思貫徹した側が勝利、屈服した側が敗北という事になるのである。

また、カール・フォン・クラウゼビッツは著書「戦争論」の中で戦争とは「二人間の決闘の集合であり、無制限の暴力行為である。」という。究極的には一対一の決闘にまで集約できるといふのである。個人的には戦いの勝利とは生き延びる事であり、敗北とは死亡する事には他ならないの

である。孫子曰「兵者国之大事 死生之地 存亡之道 不可不察也」滅びた国は再興されず、死んだ人間は再生しないという。戦争というものに不可避の真実を述べたものであるといえよう。よく時代が違ふからと言う人もいるが、本質というものは、人間が人間である限り、戦争・戦闘が戦争・戦闘である限り、変わらないものがあり、共通するといえる。だからこそ、「孫子」のように約二千五百年もの間、読み継がれて通用する兵法があり、今日でも活かされているのである。「敵」とは、「自己の意思のとおりにならないもの。」のことであると私は学んだ。とすれば、人間に限ったものではない事になるのだが、戦争・戦闘という限りにおいて、敵は人間に限られるものになるといえる。戦争・戦闘の研究をする事は、同時に人間の研究をするという事でもあるのである。

## 第二節 武士の存在

武士の発生については前節のとおりであるが、発生した武士は何故存在し続けられたのであるか。存在し続けられたのには、その必要性と存在意義の妥当性があつたからに違いないのではないかと思う。もし、社会的に必要とされないものであるならば、淘汰されて消滅せざるをえないからである。武士の存在について考察してみたい。

## 第一項 武士の自覚

武士は自分達をどのような存在であると認識していたのであろうか。つまり、武士自身が自分を何者と認識していたかである。私は、武士とは職業を世襲する土地の支配者で武力を保持している実力者であるとした。まず、武士は自分達は代々「武士」（例えば、地頭、国人領主）を職業とする家の者であると認識していたはずである。その事は、家系図の所持などの事実にも現れているといえる。自分も自分の親も親も代々自分の家は武士の家系なのであると認識していたからこそ、自分の家の家系図を所持し、自分とその子孫を加筆して続けていったと考えるのである。また、自分の所領（支配地）を所有し、実効支配するだけでなく、その正当性の担保を要求した。それが幕府から与えられる所領の安堵状である。ここにいわゆる御恩と奉公の関係が成立する事になる。土地支配の正当性を公認してもらえるみかえりに軍役等の武役に奉仕する関係が生じたのである。そして、親族間どうしでは讓状が土地支配の相続関係を規律していく事になる。更に、武士の最も本質的要素としての武力の保持者であるという認識である。武器を保有し、武士を身に付け、事ある時は武力を行使できるという自信と誇りがあったのである。そのような実力があるからこそ、一所懸命のことばのとおり、自らの所領を実効支配する事ができたのである。

土地の私有化が進んだ平安時代から鎌倉時代初期には、自分の財産は自分で守るという原則（自力救済）が強く妥当した時期があったと思われる。しかし、貞永元（一二三二）年八月十日、

御成敗式目五十一箇条が制定された後は、この傾向に一定の歯止めがかけられたものと考ええる。武士の立法は、良くも悪くも具体的規定であり、分かり易いが、解釈の余地が少なくなる傾向がある。これも武士の教養というより、その方が武士にとっては都合が良かったからではないかと思われる。

武士は自分自身について、その家系に基づき、幕府の権威に従いながらも、自信と誇りをもった実力（武力）者であると認識していたのである。

## 第二項 武士の評価

武士以外の武士と関わる人々は、武士をどのような存在として認識していたのであろうか。つまり、統治の根源である朝廷を構成する公家、武士と関わっていた寺社、武士の支配を受けていた農民等から見た場合である。

まず、公家からみた場合の武士については、公家の残した日記等にてがかりがある。

藤原宗忠は中右記の中で、源義家について「天下第一の武勇の士」、「武威は天下に満ち、誠にこれ大將軍に足る者なり」と書き記す一方で、義家の子の義親が謀反人になると「義家朝臣、年来武士の長者として、多く罪なき人を殺す（中略）積悪の余、ついに子孫に及ぶか」とも書いて

いる。武勇に長じたる事を肯定した上で、非道の残虐性を持つ存在を武士として認識していただろうか。私個人的には、「多く罪なき人を殺す」という部分がどうしてもひっかかる。誰の事を「罪なき人」であると述べているのだろうか。

藤原定家は明月記の中で「紅旗征伐 非吾事」と書いたそうである。戦などはひとごとであるような書き方である。源平の争乱の中にあっても、朝廷につかえる公家にとっては、関係のない事であるのか。本格的武家政権樹立以前においては、そのような認識も一般的であったのかもしれない。また、公家は幼少の頃から教育環境が整い、若い頃から教養があったという。この一書をもつて一般的な事とすることはできないであろうが、公家からみれば、武士は教養のない野蛮な人間であるとみていたのであろうか。

後醍醐天皇の言として花園天皇日記の中で「関東は戎夷なり、天下の管領しかるべからず」とある。鎌倉幕府倒幕を志した後醍醐天皇の言であれば不思議はないが、武士を獣・虫けらのごとく蔑視して、野蛮なだけで統治者として不適合であるとしている。

次に、武士と関係した寺社はどうか。

武士が寺社を焼き討ちにした事例は少なくない。武士は信仰心を持つと同時に実戦的な勝利を得て生き残らなくてはならない。そのためには対立する寺社勢力とも対決せざるをえなかったのであろう。それに対する寺社の所感は多くはない。一方で、武士の先祖供養のための菩提寺建立であるとか、神社の祭りへの奉役、補修・修理への寄進等も少なくない。寺社からみれば、武士

は乱暴狼藉を働く輩とも、祭祀に関わる奉仕者、大切な寄進者とも認識されていたのではないだろうか。

では、武士に支配された農民等からみた場合はどうであろうか。

記録の少ない被支配者であった農民等からみた場合、支配者であった武士の存在はどうだったのであろうか。武士が支配する領地には武士の一族だけでなく、そこで生活している少なからざる人々がいたはずである。この人達は自分達が生活していくために農耕や鍛冶等工作、商い事等に従事していたものと考えられる。決して、武士のために奉仕する事だけを目的として存在していたわけではないと思われる。もちろん、その土地の生産性を維持するために農民の逃亡を阻止する措置を支配者たる武士がこうじていたと考えられるが、それだけではなかったのではないかと思っている。いかに土地に縛られた時代であったとしても、強い意思をもって移動しようと思えば不可能とまではいえない。やはり、移動するよりは、その場にとどまっていた方が利益もあり、安全も確保できたからこそ、その場に住み着いていたのであろう。とすれば、農民達にとって、武士とは、ある意味よき経営者であり、親方のような存在と認識されていたのではないだろうか。そして、そのような地域社会的共同体（コミュニティ）が形成され、存続していたのではないのだろうか。それは、運命共同体とでもいうようなものだったのではないかと思われる。なぜなら、武士が自分の所領を保持するために防衛をする事は、同時に農民達の農耕生活の安全を保障するし、農民達の農耕作業の収穫物によって武士の生活も成り立っているのであるから、真

に相互依存関係にあったといえるのではないだろうか。その関係は、例え土地と人がセットになつて譲渡されていたような時代であつたとしても同じではなからうか。なぜなら、被支配者にとつて、生活そのものは支配者が変わる事によつて変化はあまりないかもしれないが、土地支配者の善悪は、少なからず統治の良し悪しに影響を及ぼし、結果的に生活環境や将来の共同体社会の変化に現れてくるからである。逆に、被支配者の変化は統治する側の支配者には、場合によつて深刻な影響を及ぼしたのではないだろうか。つまり、被支配者である農民等が従順であり、よく耕作等に励む限りにおいては問題ないが、自律的意思を強くして反抗したり、すぐに逃散して逃亡して耕作等を放棄するようでは困るからである。

### 第三項 武士による統治

武士による統治を考えるにあつて、その前に、武士の識字率の低さを指摘する見解がある。私はこの見解に懐疑的である。むしろ、教養に関しては、個人差が大きかつただけではないかと推察している。確かに、歴史史料の中には武士の識字率の低さをうかがわせるような物もないではない。しかし、文字も読み書きできないほど教養の低い者が所領の経営などできるであろうか。簡単な計算もできない者に流通の統制などできるであろうか。到底、信じがたい事である。

思うに、本当にごく限られた領域内で生活する場合ですら、簡単な計算や読み書きができなければ、生活する事すら困難であったのは現代とそう変わらないのではないだろうか。例えば、暦での時期に何をすれば、次の時期にどうなるのかが予想できなければ、計画的な所領経営そのものが難しくなると考えられるが、暦を読む事ができなければそういう事もできない。これにも、基礎的な読み書きと簡単な計算が必要なのである。家系図を残すにしても、文字が読み書きできなければ、残す事そのものができなくなる。寺社の補修・修理をするにしても、誰が何処から何処までを担当し、何をどの程度必要とするのかを見積もる事ができなければ、実施する事ができない。前述した武力の保持に関する兵法・武術関係の事も、文盲であればその不利は計り知れない。従って、武士の識字率の低さを完全に否定する事ができないにしても、一般的に武士の識字率が低かったとまで断定する事もまたできないのである。よって、武士の識字率に関しては、個人差が大きかったとみるのが妥当である。

教養についても同様であると思われる。教育が義務化していない時代の事であるから、学習について強制される事も少なかったのである。公家については、家系維持の為からも教養が必要とされ、直接労働に従事せず、都という比較的学習するのに都合の良い環境にいたのであるから、教養を身に付ける必要性・可能性は高かったものと思われる。一方、武家については、実務で必要とされる範囲の事はともかく、家系維持の為の一般的な教養の必要性は低く、地方という比較的学習するには不都合の多い環境にいたのであるから、教養を身に付ける可能性もそう高くは

なかつたと思われる。しかし、学習は、その人の学習意欲や嗜好によって大きく影響を受けるものと考えられ、本人に勉強して教養を身に付けようという意思・意欲があれば、寺社等もあるわけであるし、全く学習環境がなかつたときまではいえないと思われる。やはり、個人差が大きかつたとみるのが妥当であろう。勿論、確かに、武士に関しては、公家や僧侶のような教養があつたとまではいえないかもしれない。しかし、学問的教養はあまり必要性が要求なかつたとしても、実務的教養はなければ現実社会を生きる事すら困難であつたのではないだろうか。例えば、地元だけで解決できる事であれば問題ないが、外地へ行く等の必要性のある場合に、地理的關係、經濟的關係を理解し、解決できる程度の基礎知識は絶対必須だつたのではないかと思う。そうでなければ、例えば、地頭として軍事・警察・徴税権の行使などできなかつたのではないだろうか。

では、武士の統治、武士の保持する権限、つまり、統治の根源は何であつただろうか。私は、繰り返しになるが、武士は職業を世襲とする土地の支配者で武力を保持している実力者であるという考え方がこの場合も妥当だと思う。つまり、その所領（土地）を先祖代々領有してきたという事実、土地を実効支配しているという事実、武力を保持して外敵から防衛しているという事実が、その所領（土地）を統治を正当化させていたのであると思う。もちろん、安堵状は土地支配の権限の根拠ともなるものであつただろうし、付近に存在する他の武士達が当該土地はその武士の所領（土地）であると認めていたという事実も重要なことであつたと思われる。ともかくも、統治経営が良好でなければ、領民支配も、外敵からの防衛も、決して容易な事ではないので

ある。

武術を会得した武士が、一族を従えて家族的共同体を確立し、地域社会的共同体を運営して、安堵状を所持して統治した所領経営は実に当時の社会事情に適合したものであったのであろう。礼記大学に「修身齐家治国平天下」という。この文字どおりの事が実際行われていたというわけではないが、この様な意味内容の事が、まさに、武士による統治の実態であったのではないだろうか、私は思うのである。

### 第三節 武士の変遷

発生して、存在してきた武士であるが、その時代々々の影響を受けて変化していく事になる。しかし、その本質としては、職業の世襲・土地の支配・武力の保持という要素に変化はなかったものと思われる。ここでは、時系列的な確認の意味も込めて、武士の変遷について、武士の発生時期、発展・存在時期、消滅時期に分けて考察していく事にする。

## 第一項 発生期

続日本記に「武士」という文言があるという。確かに、文言を重視する事には一定の説得力がある。しかし、形式的に「武士」と記述された事をもって武士の発生・初見であるとするのには疑問がある。私は、この記載は「武官」の「士大夫」を省略したものではないかと考えている。こう考えないと、日本(倭)が官人を登用するようになった頃の武官までがすでに武士であったとみる事にもなりかねないからである。思うに、もっと実質的に武士を捉え直せば都にいる武官(軍事貴族)が上から下・都から地方へと進出し、地方にいた武装農民が下から上・地方から都へと進出する過程で融合された存在が武士として成立していったのではないかと思われる。従って、私は、典型的な武士を地頭であると考えるのである。

武士の初見としては、承平・天慶ノ乱であり、承平五(九三五)年始まり、天慶三(九四〇)年に平将門が討伐され、天慶四(九四一)年に藤原純友が討伐されて平定したが、この頃ではないかと思われる。その後は、前九年の役永承六(一〇五一)年から康平五(一〇六二)年の安倍貞任の討伐と、後三年の役永保三(一〇八三)年から寛治元(一〇八七)年の清原家衡の討伐によって実力が明確化し、守護と地頭の配置、文治元(一一八五)年によって、確立されたのである。よって、私の見解としては、少なくとも西暦九三五年頃から一一八五年までの約二百五十年間をかけて武士は発生を完成させたと考える事になる。

## 第二項 発展・成長期

平安時代末期から鎌倉時代初期に武家政権が成立し、承久三（一二二二）年の承久ノ乱に勝利する事によって朝廷に対する幕府の立場を強化した。明德三（一三九二）年の明德ノ和約により南北朝時代が終結して北朝（武家方）が勝利すると更に朝廷に対する幕府の態勢は強化された。そして、江戸時代には慶長二十（一六一五）年「禁中並公家諸法度」を制定して律令を凌駕するまでになったのである。

武士が存在していた当時、政権による政策、社会情勢等によって武士の在り様は変化していく事になる。まず、始めは地頭として、それが国人領主として、江戸時代になると土地支配が間接的になり、知行制から俸禄制が広く適用される事になる。それでも、その時々武士は武士として、存在し続けたのである。

## 第三項 消滅期

明治政府による明治維新（近代化政策）、特に、明治四（一八七二）年の軍制施行・明治六（一八七三）年の徴兵制導入、明治四（一八七二）年の廃藩置県、明治九（一八七六）年の秩禄

処分、明治九（一八七六）年の廃刀令の施行、明治二十六（一八九三）年の文官高等試験などが実施される事となった。

世襲制ではなく競争試験による人材の選抜、土地の支配態勢の制限、国家による統制の強化、武力の国家による独占等、武士が存在してきた本質的基盤のほぼ全てが覆る改革が実施されていく事になる。

軍人勅諭（陸海軍軍人に下し給へる勅諭）には、（前略）「中世ニ至リテ文武ノ制度皆唐国風ニ倣ハセ給ヒ六衛府ヲ置キ左右馬寮ヲ建テ防人ナト設ケラレシカハ兵制ハ整ヒタレトモ打続ケル昇平ニ狎レテ朝廷ノ政務モ漸文弱ニ流レケレハ兵農オノツカラニ二分レ古ノ徵兵ハイツトナク壮兵ノ姿ニ変リ遂ニ武士トナリ兵馬ノ権ハ一向ニ其武士トモノ棟梁タル者ニ歸シ世ノ乱ト共ニ政治ノ大権モ亦其手ニ落チ凡七百年ノ間武家ノ政治トハナリ世ノ様ノ移リ換リト斯ナレルハ人力モテ挽回スヘキニアラストハイヒ左カラ且ハ我国体ニ戻リ且ハ我祖宗ノ御制ニ背キ奉リ浅間シキ次第ナリキ」（中略）「夫兵馬ノ大権ハ朕カ統フル所ナレハ其司々ヲコソ臣下ニハ任スナレ共大綱ハ朕親之ヲ攬リ肯テ臣下ニ委ヌヘキモノニアラス子々孫々ニ至ルマテ篤ク斯旨ヲ伝ヘ天子ハ文武ノ大権ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ再中世以降ノ如キ失體ナカラントヲ望ムナリ」（後略）「明治十五年一月四日 御名」とある。

ついに、武士は消滅したのである。

## 第二章 飯嶋氏に関する考察

飯嶋氏に関する考察を述べるにあたり、まず、「まえがき」でも前述したが、古文書の記載は、当初から歴史書として記載するならともかく、そうでない場合は特に著者等人物の置かれた立場・状況等を考慮しなければならぬ。人間の知覚・記憶・表現（口述して代筆させる場合等）又は叙述（自筆して書き残す場合）の過程において誤りが生ずる事もある。又、文書は主観的なものにならざるをえず、内容の真実か虚偽か、偏ったものかの判断は慎重でなければならぬのである。著者等人物にとって都合の良いように書かれるであろうし、都合の悪い文書は後世の者によつて破棄される場合もある。単純に複数の記載が同一であるからなどでは、真実を担保できるものではないのである。一方、発掘調査等の結果については、抽象的・間接的なものではあるが、後世の人達の発掘を予測して事前に作為できるものでもないし、発掘地層等から年代も概定できるのである。勿論、古文書のように具体的・直接的な内容を知る事ができるわけではないが、ある程度の客観性をもつたものであるとはいえる。「まえがき」の繰り返しになるが、考古学にせよ、歴史学にせよ、過去の事実を確定（客観的真実を証明）するものではない。あくまでも現時点での解釈であると捉えるのが妥当なのである。

飯嶋氏については、尊卑分脈にあるとおり清和源氏満快流片切氏の支族であるとする見解、在地の豪族（有力者）であったとする見解、神奈川県鎌倉市小坪付近の飯嶋の地名が古い時代

(平安時代末期の書物の記載等) からある事にもとづき鎌倉から信濃国伊那郡(長野県上伊那郡飯島町)へ来たとする見解などさまざまある。

私としては、基本的に尊卑分脈にあるとおりに清和源氏満快流片切氏の支族であると思うが、その経緯としては次のとおりと考えている

当初、信濃国伊那郡現飯島町若森地区に先住所在していたのは岩間氏であり、そこへ平安時代末期(十二世紀頃)に片切氏系支族の飯嶋氏が押領に入る。尊卑分脈「片切為行」記載の部分「近郷ヲ押領シテ諸所子息散在ス」とあるとおりである。先住所在の岩間氏が抵抗しなかったのか、逆に相当強大な武力を保持していて大きな戦いを避けたのかで、飯嶋氏は岩間氏を滅ぼすのではなく融和(取り込み)したが、結果的に岩間氏は衰退していき、飯嶋氏が在地の有力者として残ったものと推察している。こう考えると平成十年から平成十一年の若森地区発掘調査で、九世紀頃の遺物等は岩間氏の物であるという事になる。その後、何らかの理由により、岩間氏は居所をやや北方の地区へと移動させたものと思われる(この点の確認は今後の発掘調査・研究の成果を待ちたいところ)。飯嶋氏は若森地区に十二世紀頃から十四世紀頃まで所在し、その後、戦国時代頃、西岸寺の付近、西側の河岸段丘の台上へ居所を移動させたものと考えている。ところで、逆は考えにくいのである。つまり、飯嶋氏が先住所在の豪族で、岩間氏が片切系の支族であるとしてしまうと、片切宗家は自分の一族が衰退していくのに、何ら手立てをうたなかつた事になってしまうからである。これは通常の人の情に反するものだからである。こう考えると、尊卑分脈の

「片切為綱」部分記載の「岩間飯嶋祖」のところも、岩間が先住していて、飯嶋が後から入ったからだったという意味で解釈できるのではないだろうか。確かに、飯嶋氏系図（古文書）の最初の部分を見ると、飯嶋太郎為光―岩間三郎為弘となっており、飯嶋氏が先、岩間氏は後である。しかし、これでは状況の推移、その後の展開等からみて矛盾してしまい辻褄が合わなくなってしまうと思うのである。おそらく岩間氏を支配正当化の為の後世の作為ではないかと推察する。この点、例えば平安時代初期（九世紀頃）の諏訪大社に関する古文書等が出てきて、平安時代初期には岩間氏の記載があつて、飯嶋氏の記載がなければ、ある程度は私の見解が証明された事になるかもしれない。現時点で、私としては後述する第二章第一節第二項飯嶋氏の名字に関する検討も含めて、岩間氏が先住所の豪族、飯嶋氏は片切系の支族であると考ええる。

## 第一節 飯嶋氏の家系

洞院公定（暦応三（一三四〇）年―応永六（一三九九）年）の残した系図集「新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集」（尊卑分脈）によれば、飯嶋氏は清和源氏満快流片切氏の支族であるとしている。片切宗家の系図は、片切太夫進源祐が建武三（三三六）年に片切系図として残している。それによれば飯嶋氏も片切氏の一族であるとされている。飯嶋系図もそれらをもとに作成されて

残されたものであると考えられる。いずれにしても系図作成時期は、主として南北朝時代頃という事になる。典型的な武士の家系は源氏・平氏・藤原氏・橘氏が多いが、飯島町の飯嶋氏は源氏の家系である。しかし、そもそも清和源氏の系図ですら疑義をなしとしない。六孫王の子であるとされる満快（満扶・満輔）についても、その存在すら疑問視する見解がある。だが、今はひとまずのところ、片切氏の初代片切源八藏人太夫為基の部分までは系図記載のとおりとして、その後の部分を考察していくことにしたい。

源為基が片切（堅錐）を支配して片切氏の祖となり、片切氏の二代片切為行が近隣諸郷を押領して領地を拡大するとともに、自分の子を諸処配置して支配態勢をかためていく事になる。この際、現在の飯島町付近を支配したのが片切二郎太夫為綱で飯嶋氏の祖（初代）である。飯嶋氏は武士の系統に該当する清和源氏満快流片切氏の支族であり、現在の飯島町本郷を中心とした所領を有する土地の支配者でもあり、相当の武力を保持した実力者なのであるから武士の家系である。この事については、戦国時代末期の記録で、知行「四百貫文」（四千七百石余）、軍役「十騎役」からも推察される。飯嶋氏随従之十騎とは、林備前（唐澤）、中野、山岡、松村、齊藤、鈴木五郎右衛門、平沢、岩間、橋詰、善の方、である。時代により、構成員に多少の変遷はあったであろうが、概ね十騎役程度の軍役を負担し続けてきたものと思われる。「甲陽軍鑑」にも、「信濃先方春近衆（片切、飯嶋、大嶋、赤須、上穂）は五人合せて五十騎なり」とある。

第一項 飯嶋氏の系図

源朝臣

第五十六代貞観御後

清和天皇

母参議滋野貞王女

奥子中務御四品

四品中務上総常陸太守

貞純親王

号桃園親王第六御子

母中務大輔棟貞王女四品

正四位上武蔵介鎮守府將軍

経基

天徳四年六十五賜源姓

弓馬武略長号六孫王

鎮守府將軍

正四位下摂津守

満仲

昇殿歌人号多田

建立多田院也

從五位上使右衛門尉

下野守相模介

満快

経基王五男 満快 満輔

從五位下甲斐守

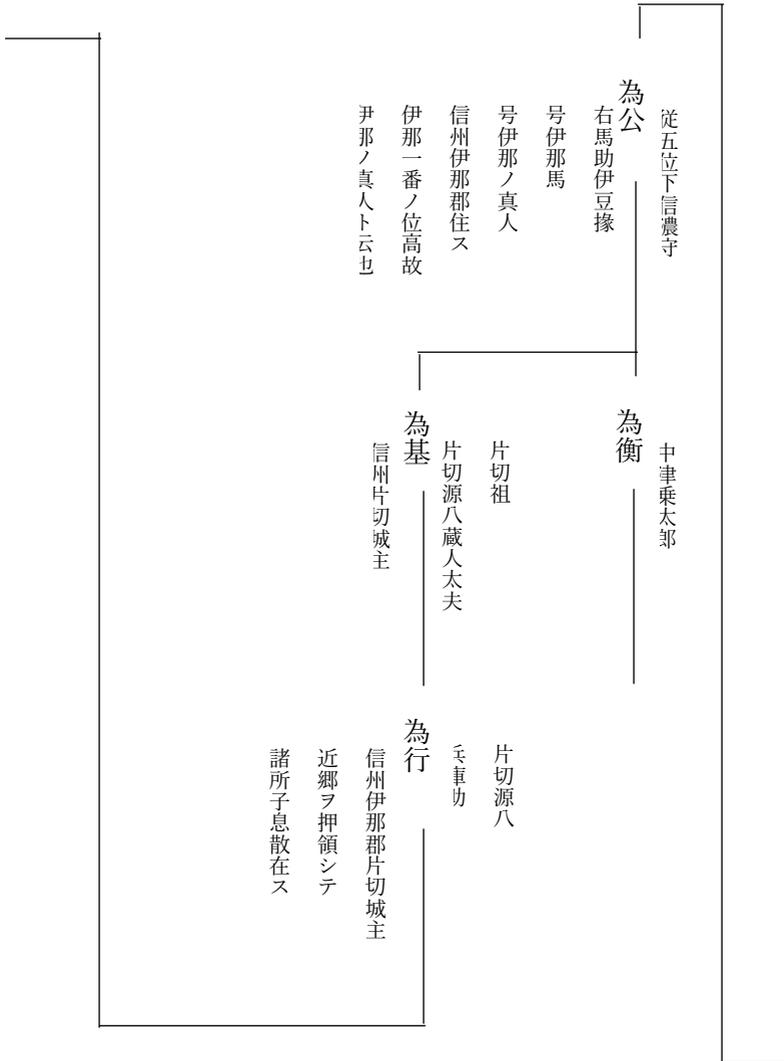
満国

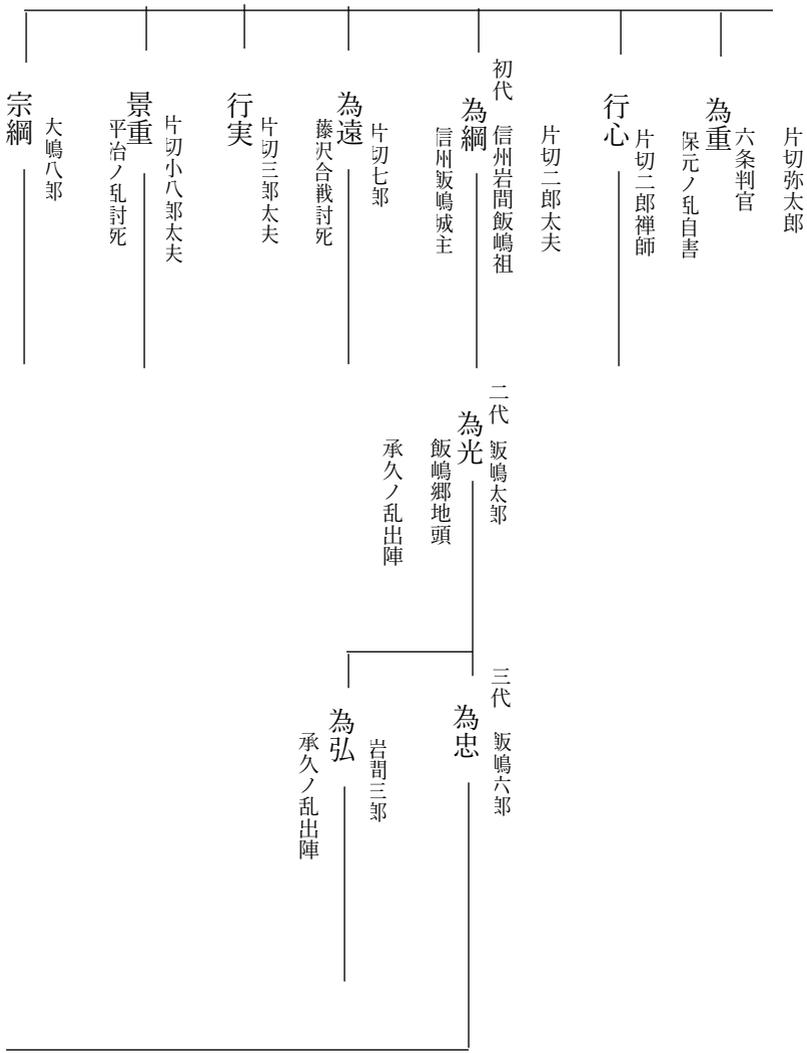
遠江介伊豆掾

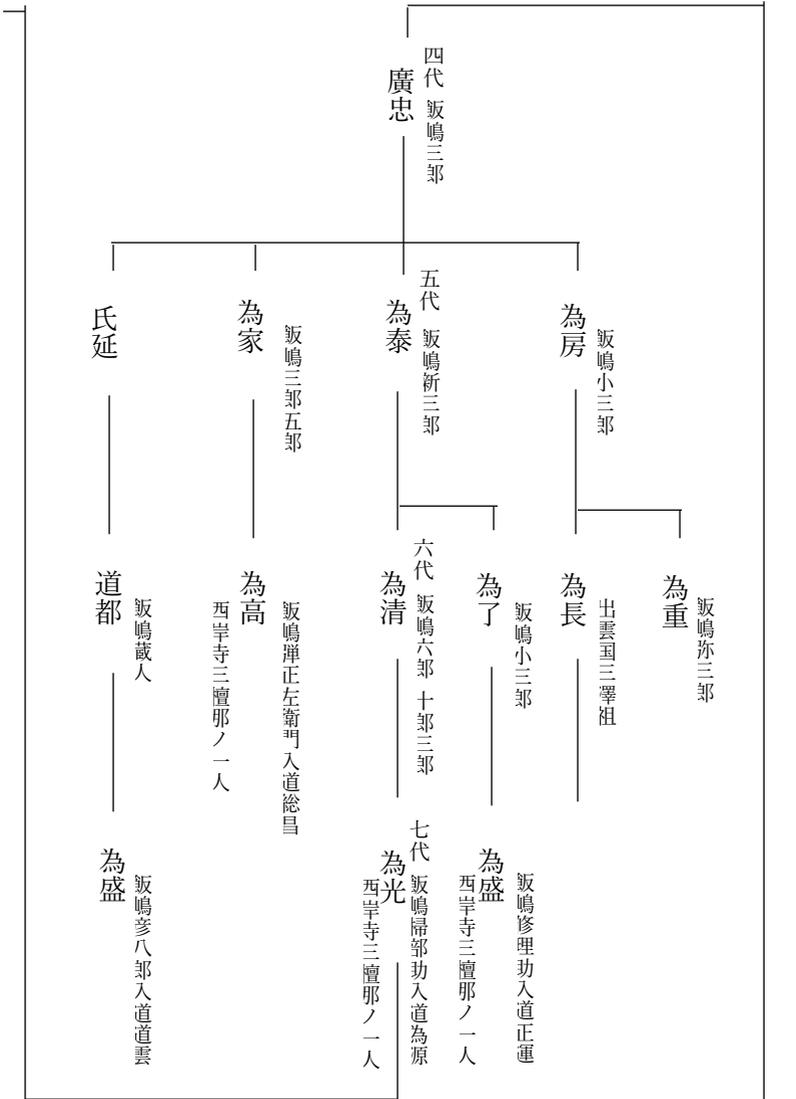
從五位下甲斐守

為満

初而信農国入







八代 若狭守 為黃 号雪黃 雪麿  
為之  
大塔合戰討死  
九代 大和守 為宗 号竟宗  
為重  
結城合戰出陣  
十代 号等雲  
為元

一二代 大和守 与兵衛討為政  
政為  
生島足島神社起請文  
一二代 飯嶋源太 大和守為方  
為直  
生島足島神社起請文  
一三代 新九郎  
為安

一四代 美農寺  
為昌  
一五代 民部少輔 重家  
為次  
四百貫文 十騎役  
高遠城討死  
小太郎  
為成  
高遠城討死  
一六代 辰千世 与兵衛討  
為仲  
二百貫文 十騎役  
上田合戰討死  
天正十三年二月二十日没  
去名 真英原青大單定明

主 善正

為長

一七代 弥兵衛尉 号奇功

為延

関ヶ原合戦出陣

大阪夏ノ陣出陣

寛永十三年一月十七日没

法名 勇倫奇功居士

室 某

慶長十五年九月二十五日没

法名 林青宗休禅定尼

一八代 伝兵衛尉

為忠

元和五年五月十七日没

法名 雲岫瑞観禅定門

室 水戸藩士梶杢右工門女

明暦三年九月九日没

法名 天倫宗祐禅定尼

一九代 甚太郎 梶与右衛門尉 号龍勢

為永

寛文十三年九月二十五日没

法名 天祥院華嶽龍勢居士

室 大草村高坂弥兵衛女

延宝三年十月二十五日没

法名 凍雲定雪大姉

久左衛門

主左衛門

承応四年三月十二日没

法名 花山良春禅定門

二十代 伝之丞 与右衛門

為次

飯嶋氏の系図は、一世代を約二十年から三十年と考えると、概ね矛盾はないのではないかと思われる。以下、前掲系図の各部分の考察について述べていく事にする。

この系図の初期の頃、片切氏二代為行の子達には、ある意味特徴がある。まず、惣領であると考えられる為重と景重、その弟であろう行心と行実、更に飯嶋氏初代為綱と宗綱について、それぞれ、重・行・綱と共通する文字が使われている。これはたんなる偶然ではなく、おそらくそれぞれが同母兄弟だったからではないかと推察している。従って、同母兄弟以外とは異母兄弟という事になる。つまり、飯嶋為綱と大嶋宗綱は同母兄弟であったと推察され、他の兄弟とは異母兄弟である。

片切為重（六条判官、検非違使）という人は、保元ノ乱で上皇方に組して自害したとあるが、当時の自害は後世にあるような切腹等ではなく、館に火を放った自害（焼身自殺）であったのではないかと考えている。真相は今後の研究課題でもあるだろう。

為重の弟、名子大夫景重は、源義朝の家人であり、保元ノ乱、平治ノ乱で活躍した事が、保元物語・平治物語にも掲載されている。養子となった為康（為安）は、鎌倉で源頼朝に謁見した事が吾妻鑑の記載にもある。この頃、片切氏は鎌倉殿から旧領を安堵され、御家人になっていたであろう。

四代廣忠の子、為房―為長の系統は出雲国三澤氏へ、為泰―為清の系統が飯嶋氏となっている。これは、二代為光の承久ノ乱での功績から出雲国に所領が与えられた結果であるが、本来、惣領

として飯嶋氏を継ぐべきであった為房の系統が出雲へ新補地頭として赴き、残った為泰の系統が飯嶋氏を継いでいく事になっている。そもそも、承久ノ乱に出陣したのは二代為光であり、三代為忠、四代廣忠、その子である為房の子の為長にいたって出雲国へ赴任した事になっている。出陣した人物から三代（凡そ六十年程度）の間において移動した事になる。なぜだろうか。おそらくどの時点（世代間Ⅱ縦の關係）で、どの系統（親族關係Ⅱ横の關係）が出雲へ移動するか、なかなか決定できなかったのではないかと考えられる。最終的には、本来、惣領となるべきであった系統が自ら決断して移動したのではないかと考える。家中の内紛を防止する意図があったのではないだろうか。また、領地として与えられた土地を放棄するわけにはいかないと、親族關係（横の關係）も増えて派遣する人的余裕と物的利点（所領を細分化せずにする）もあったからであろう。そして、この両者（飯嶋氏と三澤氏）はそうとう長い間（少なくとも約百年間程度）は交流が続いたものと思われる。

至鈍置文（西岸寺規式「臨照山記録」）には、いわゆる飯嶋の三檀那の名前がある。この文書には、元号が「康安」又は「応安」、干支が「辛巳」又は「癸巳」と記載されているが、康安年間にも、応安年間にも巳年はなく、何らかの勘違いがあったのであろうか。飯嶋の三檀那とは、七代為光（掃部助入道為源）、為光の大叔父の為高（彈正左衛門入道総昌）、為光の甥の為盛（修理助入道正運）の事である。臨照山記録冒頭に記載され、記載順序としておかしくないように思えるが、親族に、五代為泰の弟の氏延の孫に、やはり為盛という人物がいて彦八郎入道道雲と称し

たとある。この為光の再従兄弟（はとこ・またいとこ）は、系図上、概ね同世代の人物であると推察される。従兄弟（いとこ）に為盛がいるのに、同一時期に再従兄弟（はとこ・またいとこ）にも為盛が存在するのは不自然である。おそらく為泰―為了―為盛の系統と、氏延―道都―為盛の系統が同一系統であったのを、後の時代に別系統として書き間違えられたのではないかと推察する。例えば、為泰は氏延とも称し、為了は道都とも号していたのではないか。そうすると為盛は同一人物という事にはなる。しかし、こんどは修理助入道正運と彦八郎入道道雲という「正運」と「道雲」の名が齟齬する事になる。今後の研究課題である。

八代為之の頃、大塔軍記に「飯嶋若狭守」が応永七（一四〇〇）年の大塔合戦で討死した事が記載されているという。飯嶋系図に為之が若狭守を称した事の記載がない事から、同一時代の別人であるとする見解もあるが、どうであろうか。当時の一般状況・大塔軍記の内容等からの考察で判断するべきであろうか。私としては、大塔合戦は、信濃守護職小笠原長秀自身が、京都から信濃国へ来ており、その守護の命で出陣したであろう事を考慮すると、当時・当代の当主であった為之が出陣していたとみた方が妥当なのではないかと推察する。つまり、系図に記載がないのは、後世の書き洩らし等による結果ではないかと考える。勿論、何らかの事情によって当主以外の者が出陣した可能性を完全に否定するものではないが、系図に「若狭守」の記載がないという事実と当時の状況を考慮した妥当性の判断のどちらがより真相にあたるのかの解釈に行き着くと思うのである。ちなみに、善光寺には大塔合戦で討死した諸士の供養塔があり、時宗の僧侶達

が供養をしたという伝承が残っている。

九代為重は、永享一二（一四四〇）年から嘉吉元（一四四一）年の結城合戦に出陣した事が、「結城合戦陣番帳」（「二四番飯嶋殿」とあるという）によって確認できる。寛宗と号したことも系図上から明らかである。

この頃、「諏訪御府札之古書」によれば、長禄三（一四五九）年五月会流鏑馬飯嶋為宗、寛正七（一四六六）年五月会宮頭飯嶋大和守為宗、文明三（一四七一）年五月会流鏑馬飯嶋為頼、文明八（一四七六）年明年御射山御頭足下増飯嶋伊与守為頼、文明一三（一四八一）年五月会明年御頭足右頭飯嶋紀伊守、文明一九（一四八七）年花会明年御頭足宮頭飯嶋紀伊守為頼など、それぞれ諏訪大社上社の祭で頭役を務めた記録が残されている。

十代為元は、等雲と号したと系図にあるが、その他の事績は詳らかではない。

永禄三（一五六〇）年の赤須氏と上穂氏の山争いの和解に關与した飯嶋大和守為定との記載は、その時期と「飯嶋大」（飯嶋大和守）の記載から、一一代飯嶋大和守政為の事であろう。

一一代政為は、永禄十（一五六七）年、信濃国上田の生島足島神社へ武田信玄に忠誠を誓う

「生島足島神社起請文」を奉納した人物であり、概ね同一年代の永禄三（一五六〇）年の上穂氏と赤須氏の争いの和解にも關与した記録も残されており、同時代実在の人物であると推察される。系図上その子とされる一二代為直も同様に、信濃国上田の生島足島神社へ起請文を奉納しており、この点、時代的矛盾はない。しかし、系図では一三代が為安、一四代が為昌と続き、一五代が次

となっていて、この為次が「高遠記」で、天正十（一五八二）年に武田信玄の子の仁科五郎盛信とともに高遠城で討死した事になっている。前述の一代政為が武田信玄に忠誠を誓っている人物であるにも関わらず、一五代為次は武田信玄の息子である仁科五郎盛信とともに高遠城で討死すると武田氏二世代の間に飯嶋氏四から五世代という事になり、一見極めて明確に不自然である。更に、驚くべき事に、一五代為次が討死したわずか三年後に一六代辰千世為仲が第一次上田合戦で討死したとあるのである。たとえ世代間の計算を短く詰めて計算したとしても、辰千世の年齢は五歳前後と考えざるをえず、子供に子孫が残るはずはない事になる。矛盾点はそれだけではない。系図上、一六代辰千世為仲の後に主膳正為長と弥兵衛為延の男子二人と女子二人がいて、女子三人は嫁に出され、男子二人は小笠原氏に仕えていた事になっている。しかし、この二人の男子に関しては、小笠原氏の松明奉行や槍奉行等を務めたという記録こそあるが、知行・俸禄が定かではないのである。そもそも、親である一六代辰千世為仲までは五千石から二千石の本領が安堵されていた領主であるのに、この二人は平土程度と推察されて、本領安堵の記録はない。嫡流の系統が断絶したから傍流の系統が引き継いだと考える事もできるが、最も極端な解釈をすれば、第一章第一節第一項で述べたとおり、例えば、この二人の兄弟あるいは知り合いは、小笠原家へ武家仕官するため、売りに出されていた飯嶋氏の系図を購入して盗用し、武士の家系である事を証明して仕官したのかもしれないのである。とすれば、この二人は信州の飯嶋氏とは別系統の飯嶋氏であるか、飯嶋氏とは全く関係のない人達であり、小笠原氏に仕官していただだけの者で

はないかという可能性も成り立つのではないだろうか。こう考えれば、遅くとも第一次上田合戦の時点で飯嶋氏は滅亡したという事もできるのである。ちなみに、豊前小倉藩の小笠原氏の家臣名簿には極めて身分の低い者ではあるが「飯嶋新助」の名前がある。

しかし、私は次のように考えている。思うに、一三代の為安と一四代の為昌には事績の記載がない事、系図上、ある系統が断絶した場合、傍系の系統を書き継ぐ場合があることを考慮すると、政為と為安が兄弟の関係で、政為の系統が絶えた事から、為安の系統を為直の後に加筆して継いだものであろう。そうすれば世代間の問題は概ね解消される。主膳正為長と弥兵衛為延に関して、この時点の小笠原氏は中世の大名から近世の大名に変化しつつある途上にあり、仕官していた武士達の管理に関しても中世的な主従関係から近世的な主従関係に変化しており、主膳為長と弥兵衛為延も近世的な主従関係の結果として本領安堵という形態をとらなかつたのではないだろうか。系図盗用に関しては、もし、武家仕官だけを企図したものであつたのなら、小笠原氏の転封にともない多少無理をしても追従して移動したのではないだろうか。それなのに、弥兵衛為延や伝兵衛為忠は飯嶋郷に残って浪人になっている。これは武家仕官より飯嶋郷への帰属意識が強かつた事の現れではないだろうか。信州の飯嶋氏だからこそ、小笠原氏追従より飯嶋郷土着を選択したものと思われる。女子三人がこの時期、梶氏や小原氏へ嫁に出されたという記録についても、単に武家仕官のためのみの系図盗用であつたのならあまり必要のない情報であろう。この頃から飯嶋氏は本郷を離れて、居所をやや北側の地域へ移動していたものと推察されるのである。

一一代政為から一五代為次までの矛盾を前述のとおり解釈したとすると、一六代為仲以下は次のとおりである。

一六代為仲は、「大嶋家嫡流記」等によれば、天正十（一五八二）年、徳川家康から本領を安堵され、知行二百貫文、軍役十騎役であったとされる。天正十三（一五八五）年、徳川家康からの軍令状により第一次上田合戦に出陣して先方を賜り討死した人物である。系図上、「辰千世」と記載され、元服まもなく出陣して討死したものと推察される。私は、この「辰千世」の名前からみて、おそらく永禄十一（一五六八）年（戊辰）の生まれで、十八才で討死したものと考えている。武士の元服の年齢は十二才から十六才ぐらいであるとされるから妥当な範疇であろう。又、為仲の子として、男子は為長、為延、女子は三人ほど記録がある。数え年十八才ではあるが、複数の女性と関係をもてば不可能な人数でもなく、ほぼ事実であったであろう。

為長の系統は残らず、十七代は為延が継ぐことになる。この代から三河国足助の梶氏と縁が生じる事になる。為延は堀尾信濃守忠氏に属して、慶長五（一六〇〇）年、関ヶ原の戦いに出陣し、小笠原兵部大輔秀政に属して、慶長十九（一六一四）年、大阪夏の陣に出陣している。いずれかの合戦の際に、梶氏との縁があったものと思われる。

一八代為忠は早世したと伝わる。小笠原氏が信濃国から転封になる際、病弱にして御供なりがたくというが、本当は、飯嶋の地を離れたくなかったからではないかと推察している。思うに、飯嶋氏は、基本的に在地豪族の性質であり、土着性の強い中世武士の気質を受け継いでいると考

えられるのである。早世したというのであるから、病弱も全くの虚偽であったとまでは思わないが、多分に土着性の性質ゆえの結果であったのだろう。

一九代為永は、幼名を甚太郎、父親が早世であった事から、母親（梶氏）が飯嶋郷を嫌って、水戸藩士である梶左右衛門の家で養われたとある。元服して梶与右衛門尉為永と称し、彦根藩主井伊掃部頭直孝公嫡男の直滋公守役として奉公したと伝わる。直滋公が勘当されて百済寺に幽閉された後は浪人となり、飯嶋郷へ帰郷して、飯嶋与右衛門尉為房、後に龍勢と号したとある。

## 第二項 飯嶋氏の名字

前述のとおり、武士は土地を支配するために地名を名字とする事が少なくなかったのである。片切氏は、延期式に記載のある地名東山道「堅錐（かたぎり）駅」を平安時代に「片切」の土地支配のために名字としたものと考えられる。一方、飯嶋という地名で比較的古くからある記録は、神奈川県鎌倉市小坪付近の飯嶋（平安時代末期の文書に地名の記載がある）と、長野県上伊那郡飯島町の飯島（南北朝時代の文書に地名の記載がある）の二つではないかと思われる。古い地名は土地の特徴等からついたものであろうし、比較的新しい場合（江戸時代の新田開発等）には、開発者の名字がつけられた場合もある。

名字解釈の手法からみると、日本人の名字には、地名由来のもの、古代の氏由来のもの、職業由来のもの、その他の事情等由来のものなど、じつにさまざまなものがある。この中で地名由来のものについては、自然発生的なものと、人工発生的なものに分ける事ができる。自然発生的な地名は先住者の存在を必要としないが、人工発生的な地名は先住者がいなければ成立しえないものである。

地名発生の過程からみて、「飯嶋」についてみると、自然発生的には、「飯」は山（形の良い山を見立てたとする見解）、「嶋」は文字通り海や湖等に浮ぶ島を意味することになる。一方、人工発生的にみると「飯」は水田（稲作）や水路（複数の水路）と見る事ができ、「嶋」は一段高くなつた土地や、囲われた場所、区画された場所等を意味することになる。また、領地（シマ）を意味する場合もある。つまり、地名のつけられた理由・経緯が重要になる。

私は、現在の長野県上伊那郡飯島町の地に「飯嶋」の地名が成立するのは平安時代中期頃とみている。ほぼ延期式の作成時期と重なるが、文書としては残らなかつたのだろう。そして、地名の由来は人工発生的なものであつたものと推察している。

次に、地名の発生と飯嶋氏の名字について、その成立過程など、私なりの見解を述べてみる事にする。

平安時代初期（九世紀頃）、現在の飯島町に岩と岩の間の景觀（自然発生的）から「岩間」という地名があり、その地に有力者が土着して岩間氏を称した。岩間氏は現地を開墾し、水田を耕作、

水路を整備して、土地を豊かにした。水田の位置を段丘上として、その周辺を水路とした事も考えられる。また、天竜川の中州を田地として、天竜川そのものを水路として見る事もできる。いずれにしても、平安時代中期（十世紀頃）になると、岩間氏は居所をやや北側へ移転させ、開発した土地は水田・水路の存在する区画された土地の景観（人工発生的）から「飯嶋」という地名として成立していた。そこへ平安時代末期（十二世紀頃）に片切為綱が押領に入ってきて土着して飯嶋氏を称したものと考えている。

私の考えでは、長野県上伊那郡飯島町の「飯嶋」の地名は人工発生的な地名であり、岩間氏が「飯嶋」の地名の発生・成立に大きく貢献している事になる。

### 第三項 飯嶋氏の家紋

家紋は家の紋章であり、各家を識別するために平安時代の公家（貴族）が牛車の目印に用いたのが始まりであるとする見解がある。武家（武士）も平安時代末期から鎌倉時代初期には家紋の使用を開始していたようであり、単に各家の識別だけでなく、戦場における敵味方の識別、武勲・戦功を明確にするための手段（遠方から見ても一番乗りが判定しやすい等）としても用いられたようである。

飯嶋氏の家紋、定紋は丸に三引両であるといわれている。しかし、なぜこの家紋を使用しているのだろうか。本家・宗家筋である片切氏の家紋は鷹の羽である。飯嶋氏も替紋としては丸に鷹羽の左重ねを使用している（女紋ともいわれる）が、どういう関係であるだろうか。

引両紋は、陣幕・盾・母衣等にも描かれる事もあるが、五段の陣幕を色分けしたものを象徴したものであるとする見解、引霊の意味から心霊への祈願の思いを形象化して引両としたとする見解、易経の乾（龍）の陽爻が変化したとする見解などさまざまである。足利氏の二引両、新田氏の大中黒（一引両）、三浦氏の三引両が有名である。一説には、足利氏や新田氏は源氏であるから白旗であるが、源頼朝に遠慮して識別の為に八幡大菩薩の下に線を引いたのが始まりであるとする見解がある。又、三浦氏の三引両は三浦の「三」を形象化したものであるとする見解もある。鷹の羽紋は、猛禽類である鷹の羽を図柄として用いた家紋であり、勇猛を尊ぶ武士達が好んだ家紋の一つでもある。引両紋も鷹の羽紋も武士が用いる事の多い傾向のある家紋である。

私としては、飯嶋氏は当初、片切氏と同様に鷹の羽紋を使用していたものと推察する。その後、承久の乱の戦功によって出雲・三澤に領地を与えられ、一族の者が同地に新補地頭として土着し、三澤氏を名乗る（つまり、飯嶋から三澤へ改名する）と、三澤の「三」を象徴した引両の三引両として用いるようになり、この一族（私の推察では本来嫡流筋）との関係（私の推察では新補地頭として赴任した後百年程度は交流ありとする）から、飯嶋の地に残った飯嶋氏も三引両を使用する事になったものとみている。

## 第二節 飯嶋城の考察

飯嶋城は、天竜川右岸（西岸）、現在の長野県上伊那郡飯島町本郷地区にあり、東西約八〇〇メートル、南北約四〇〇メートル、比高差約一五〇メートルの規模である。東は天竜川、西は河岸段丘上、南は子生沢川、北は相の沢川に囲まれた北から南に走る河岸段丘崖と西から東へ流れる小河川の線状障害を利用した稜線上にある天然の要害であり、人工的に造られた郭・堀・土塁等が存在する中世の平山城（階段状直線連郭式）である。付近の城跡と比較するとその規模は巨大であり、築城内容において独特の特徴があるとされている。この城についても従来からさまざまな見解が主張されてきている。次に、私なりの見解について述べていく事にする。

### 第一項 飯嶋城の築城

まず、飯嶋城の築城に関する飯嶋氏の方針についてであるが、私は、当初、飯嶋氏が居館を構えたのが若森地区であったであろうと推察している。この点、中世武家の典型的居館構造（堀・土塁の存在等）が確認されていないとする指摘もある。しかし、相当規模の遺構・遺物・垣の存在等からみて、在地の有力者の所在を証明するには十分ではないだろうか。今後の発掘調査等の

結果にも期待したい。飯嶋氏は、軍事的というよりは経済的な面を重視した所領運営をしていたものと考えられる。つまり、所領の防衛というよりは、水路や陸路を支配する事によって、水路（南北の水流・東西の渡河）の渡賃や陸路の関料（木戸銭）を徴収したり、市場を運営して流通を促進したり、工房を造って生産力を高めたり、田畑の耕作、水産資源の捕獲等を有効に実施する目的をもって築城を開始したのではないかと思うのである。勿論、所領の防衛（戦闘）の事を全く考えなかったという意味ではないが、どちらかといえば経済重視の運営方針を有していたという推察である。

次に、築城の手順であるが、若森地区に居館を構えた当初（平安時代末期から鎌倉時代）は、城山（主郭）・古城（二郭）・前の田（三郭）を築城して、水路・陸路の支配を重点にしていたと考える。その後（南北朝時代から室町時代）、陸路の拡充か変更によって、居館を南羽場地区に移し、陣の垣外（四郭）矢立の森へ城郭を拡大していく事になる。更に（戦国時代）、社会情勢から方針を経済重視から軍事重視へ変更せざるをえない状況となり、居館を西岸寺南側の城へと移し、本城・登城を築城するに至るのである。この間、最も古い城山から最も新しい本城・登城までは、使用しなくなった時期はなく、使用し続けていたものと推察する。勿論、飯嶋氏は地方豪族であり、巨大な城の維持は費用も労力も必要であっただろうが、必要性と可能性の許す限り、経済的運営と軍事的運用の観点から、このような方針で飯嶋城を維持しなければならなかったものと思われる。

また、馬場屋敷・古町には、市が運営されたり、生活必需品の制作等を行いう場所が置かれ、当時の経済活動の拠点となっていたものと考えられる。かなりの生産力と貨幣経済の発展した流通の実態が感じられる。中世ではあるが、築城に付随した城下町の運営とみる事もできる。

## 第二項 飯嶋城の変遷

前述のとおり、飯嶋氏嫡流は、土着した当初、現在の飯島町本郷若森地区に居館を構え、城山（主郭）・古城（二郭）・前の田（三郭）を構築している。城山は、東西七〇メートル・南北三四メートル、天竜川水面との比高差約四五メートルの船形の形状をしており、子生沢川と相の沢川に挟まれた自然地形を利用したあまり人工的に手の込まない築城であり、天竜川に突出した砦のような部分である。しかし、私は、この城山こそが飯嶋城の特徴の根源ではないかと考えている。後の時代に築城される登城の形状は、この城山によく似ている。飯嶋氏の城に対する拘りが感じられる部分である。城山の西側に幅約七〇メートル・深さ約一〇メートルの古城窪という自然の窪を利用した堀があり、その西側が古城となる。古城と前の田の間に空堀があつて区画され、前の田の西側は約二〇メートルの段丘崖で、やはり自然の区画を利用している。城山・古城・前の田は土橋の交通路で連絡されていたという。

その後、おそらく陸路の移動が複数化の関係で、飯嶋氏の嫡流も南羽場地区に居館を移し、前の田の西側の段丘崖の更に西側へ陣の垣外（四郭）を構築したものと思われる。陣の垣外の西側に相の堀というかなり大規模な空堀があり、城の防御力を格段に高めている。この時点で、東は天竜川の線状障害、西はこの空堀、北は相の沢川、南は子生沢川に囲まれた城郭を形成している。水路・陸路を制するとともに、領地を防御する拠点となりうる築城である。

私は、これより西側（古町）を挟んだ更に西の場所は、かなり大きな築城方針の転換があったものと考えている。明らかに、武田流築城術等の影響がみられ、人工的な築城技法が多用されている。戦国時代、飯嶋氏の嫡流は居館を西岸寺の南側の城に移したようである。軍事重視の方針のもと築城が行われ、本城は、東西約一〇〇メートル・南北約一〇〇メートルで、東側と南側は段丘崖、西側と北側は空堀に囲まれ、西側と北側には土塁も残っている。東側と南側の段丘崖に比較すると、防御の手薄な西側と北側に人口的な障害（空堀・土塁）を構築して造られたものと思われる。腰曲輪や縦堀・縦土塁も造られ、かなり手の込んだものになっている。登城は、東西約一二〇メートル・南北約四〇メートルで、数段の腰曲輪があり、西側に三日月堀と馬出しがあつて、本城とは橋で交通路があつたとされる。いずれにしても、かなり大規模な築城工事が行われて建設されたものである。

このように、飯嶋城は時代々々の社会状況に応じて、拡張・整備（強化）されていったのであるが、城山から本城・登城までの範囲は継続的に使用され、一部が放棄されるような事はなかつ

たと思われる。つまり、水路・陸路を制するという目的を維持しながら、所領の防衛という目的をも同時に達成しようとした場合の結論である。地方豪族の城としては、かなり大規模な城の保持という事になるのだろう。

戦国時代には、発掘・遺物等の調査から郷土史家の方が、飯嶋氏の統治する町内の規模が縮小したとする指摘もある。しかし、これは不思議な事ではないと考えている。築城や、他方面への出陣等の軍役負担は、当然、経済面を圧迫したのであろう。戦国時代の特性でもある。又、甲斐・武田氏の支配時代には、上野国に逃散した百姓等の召し返しを命ずる信玄の朱印状もある。注目すべきは上州という所である。なぜ上州へ行ったのか。土地勘・縁者でもいたのであろうか。この点は、飯嶋郷在住の農民達と上野国とのつながりについて、今後の研究課題となるだろう。又、相当の搾取（棟別銭等）も行われていたかもしれない。この点、信長公記の記載を鵜呑みにするのは危険ではある。勝った側が負けた側を悪く言い、自分の側を正当化するのは常套手段である。ただ、武田氏の支配時代、支配される側の弱い立場を想像するのに難しくないのは事実であろう。更に、織田氏の甲斐侵攻の際、飯嶋城を改築したという見解もある。しかし、相当慎重に行動する為とはいえ、城の改築までしなごらの進軍は、その費用対効果の点で極めて損であり、あの計算高い信長の作戦とは考えにくい。例え、一時滞在（一日といわれる）が事実であったとしても、飯嶋城を織田氏が改修した事はなかったものと私は思っている。逆に、飯嶋氏の側が、織田軍の侵攻に対して、直前に城の一部を修復した可能性は十分にありうると考えている。

飯嶋城も、その時代背景を色濃く反映しながら、飯嶋氏の領地経営方針とあいまって、その姿形を変えていったのであろう。

### 第三項 飯嶋氏の戦術・戦史

飯嶋氏は、当初は経済重視の領地経営であったが、戦国期から軍事重視の経営に変化したものと思われる。大きな戦略的転換期があったと考えられる。また、牧の経営の盛んな地域でもあり、乗馬を中心とした馬術や騎馬戦術にも長けていたものと思われる。戦国時代には、甲斐武田氏との関係もあり、甲州流軍学・武田流築城術等、戦術・戦法の影響を受けた事は間違いない。

記録に残る参戦だけでも、承久三（一二二二）年の承久ノ乱、応永七（一四〇〇）年の大塔合戦、永享十二（一四四〇）年から嘉吉元（一四四一）年までの結城合戦、元龜三（一五七三）年の三方ヶ原の戦い、天正十（一五八二）年の高遠城の戦い、天正十三（一五八五）年の第一次上田合戦、慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の戦い、慶長二〇（一六一五）年の大阪夏の陣など多数にのぼる。小規模なものや、記録に残らなかったものを含めるとその数は更に増えるであろう。例えば、片切氏の関わった保元元（一一五六）年の保元ノ乱、平治元（一一六〇）年平治ノ乱に飯嶋氏は関わらなかったのだろうか。治承四（一一八〇）年から元暦二（一一八五）年までの

治承・寿永ノ乱（源平合戦）も同様である。小笠原氏の支配下の合戦についても、記録に残らない出陣はあったのであろう。特に、武田氏支配下にあった天文二十二（一五五三）年から永禄七（一五六四）年までの五次におよぶ川中島の戦い、弘治三（一五五七）年から永禄九（一五六六）年までの西上野への侵攻、天正三（一五七五）年の長篠の戦いなどへの出陣も十分ありうると思う。思うに、中世の信濃国は、鎌倉時代初期は、幕府領から比企氏の支配、北条氏の支配を受けた後、甲斐から信濃国へ入ってきた小笠原氏の支配を長く受ける事になる。戦国時代に甲斐武田氏の支配を受け、武田氏滅亡後は徳川氏の支配となった。この点の影響を前提にしなければならぬまいだろう。

各合戦等への出陣者は、前述の飯嶋氏の系図で説明したとおりであるから、ここでは各合戦等になぜ飯嶋氏が関わったかなどを中心に述べていくことにする。

承久三（一二二一）年の承久ノ乱は、この戦は、執権北条義時追討の宣旨に端を発したものが、多くの鎌倉武士（御家人）に追従する形で飯嶋氏も幕府軍（東山道軍）へ参陣したものである。承久記や承久兵乱記にも記載のある活躍で、幕府軍勝利の結果、飯嶋氏にも出雲国三澤郷を恩賞として与えられる事になった。

記録上は必ずしも詳らかではないが、南北朝時代の飯嶋氏は終始北朝方（武家方）として行動したものと思われる。その理由も確証はないが、同じ源氏として足利氏の幕府を支持する方向性、武士としての権利意識等が影響したのではないかと考えられる。

応永七（一四〇〇）年の大塔合戦は、室町時代の信濃守護職は、概ね小笠原氏の世襲であったところ、小笠原長秀が幕府からの命で信濃国での影響力拡大を図るため、京から信濃国、特に、北信濃支配を強化しようとした際、その態度が傍若無人で強引であった事もあり、北信濃の豪族達の反感を買い、守護軍は、敵の多勢（約四千騎）に味方の無勢（約八百騎）の状況の中、四宮河原で戦い、塩崎城への籠城を経て敗戦している。この戦いで飯嶋氏は守護軍についているが、これは南信（伊那地方）が比較的早くから小笠原氏支配の影響力を強く受けた結果に関係しているものと思われる。

永享十二（一四四〇）年から嘉吉元（一四四一）年までの結城合戦は、足利持氏の遺児を結城氏朝が押し立てて挙兵した戦いであり、幕府の命で出陣した信濃守護職小笠原政康に従って飯嶋氏も参陣したものである。その事は結城合戦陣番帳からも明らかである。結果は幕府側の勝利であったが、飯嶋氏に何らかの恩賞が与えられたのかは不明である。

元龜三（一五七三）年の三方ヶ原の戦いは、武田氏の上洛を企図する侵攻途上、遠江国敷知郡三方ヶ原で、武田信玄と徳川家康・織田信長の間で起きた戦いである。当時、信濃国は武田氏の支配下であり、飯嶋氏も武田側の信濃先方春近衆として出陣し、この戦いの先方として活躍したと伝えられている。この戦いそのものは武田軍の圧勝に終わるが、武田軍の上洛は信玄の死亡によって頓挫する事になる。

天正十（一五八二）年の高遠城の戦いは、織田氏の武田氏討伐を目的とした侵攻の途上、伊那

方面からの進軍してきた織田信忠と高遠城に籠城する武田信玄五男の仁科薩摩守盛信との戦いである。当初、飯嶋氏は大嶋城に居て防御戦闘準備中だったが、城の守将武田逍遙軒信廉の撤退にともなう護衛の任で高遠まで後退したおり、大嶋城落城を聞きおよび、高遠城籠城戦に参加する事になる。三月二日、戦闘開始、城はその日の内に落城したと伝えられる。この戦いで飯嶋氏の当主は討死しているが、武田氏支配下にあつた飯嶋氏としては、このような経過に終わった事もやむを得ないものだったのであろう。

天正十三（一五八五）年の第一次上田合戦は、武田氏滅亡後、信濃支配強化を企図した徳川氏によって起こされた戦いである。飯嶋氏は徳川家康から本領安堵され、出陣を催促され、この戦いで先方を蒙り、飯嶋氏の当主は討死している。なにか徳川家康には、先の三方ヶ原の戦いの時の嫌味のようなものも感じられるのだが、そう感じるのは私だけだろうか。

慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の戦いは、豊臣側の西軍と徳川側の東軍（実質的には西軍石田三成対東軍徳川家康）の戦いである。この戦いに飯嶋氏は、信濃守になっていた堀尾忠氏に属して出陣しているが、堀尾の部隊は東軍でありながら、戦場には到達していないため（関ヶ原の南東地域を彷徨していた）、飯嶋氏はこの戦いに出陣していながら戦っていないのである。

慶長二〇（一六一五）年の大阪夏の陣は、徳川氏と豊臣氏の戦いである。この戦いの結果豊臣氏は敗北し、滅亡する事になる。飯嶋氏は、小笠原兵部大輔秀政に属して出陣し、大阪城南部の野戦で、小笠原秀政・嫡男討死、二男負傷の激戦の中、生き延びて生還している。

### 第三節 西岸寺の考察

飯嶋氏の氏寺（菩提寺）について、私の見解は、飯嶋氏が現在の飯島町本郷若森地区に土着した時点で、若森地区に、真言宗又は天台宗の仏寺で、浄土信仰（阿弥陀如来）を反映した寺院として存在していたものと考えている。また、廟所は境内ではなく、当初から屋敷墓（墓塔）の形態をとっていたものと思われる。

初期の頃の源氏は、屋敷跡に墓を建立（現在の京都府京都市の六孫王神社・万祥山遍照心院大通寺）したり、浄土系の信仰を色濃く反映したところ（現在の大阪府羽曳野市の壺井八幡宮・通法寺）がある。

例えば、源氏の系統足利氏は、現在の栃木県足利市にある真言宗の金剛山仁王院法華坊鏝阿寺を建久七（一一九六）年に氏寺（菩提寺）として建立しているが、開基は足利義兼（号鏝阿）であり、本尊は大日如来、僧理真を招いて、当初は、足利氏の居館であったとされる場所に所在する。居館跡であるが、敷地の北西付近にある御霊屋（足利大権現）の奥に、建立した足利義兼の祖父である源義国と、父親である足利義康の墓が存在しており、まさに、この墓の所在は屋敷墓の形態であった事を推察させる。また、現在の神奈川県鎌倉市浄明寺地区にある臨済宗建長寺派の稲荷山浄妙功利禅寺は、開山退耕行勇、開基足利義兼であり、本尊は釈迦如来とされている。文治四（一一八八）年の建立で、当初は、真言宗（密教系）の極楽寺という寺院であった。その

後、文暦元（一二三四）年（足利義氏の代）に、大覚禪師（蘭溪道隆）の弟子の月峯了然が禅宗に改宗したとされる。これ以後、足利氏の建立した寺院は、報国寺、等持院、長寿寺等、臨済宗にほぼ統一される事になっていくのである。

片切氏宗家の寺院にしても、現在の長野県上伊那郡中川村片桐の片切氏居館跡と思われる付近には、實際寺、諏訪神社等がある。實際寺は臨済宗の仏寺である。一方、現在の長野県下伊那郡松川町上片桐にある片切氏の居城である片切城（舟山城）の付近には、瑞応寺と御射山神社がある。瑞応寺は臨済宗の仏寺であるが、建立当初は天台宗の寺院（宗珠院）であったとされる。

おそらくは、飯嶋氏も源氏系の武士として、同じような傾向を受け継いでいたのであろう。墓は屋敷内にあつたとしても、氏寺（菩提寺）は居館（屋敷）の近傍にあり、一族の者を修行等のために出家修行させた後、帰郷させて住職としていたのではないかと思われる。

それでは、西岸寺とは、いったいどうゆう仏寺なのだろうか。西岸寺には、真言宗や天台宗であつたとされる文書による記録や口伝による伝承はない。西岸寺は臨済宗の寺院であるが、禅宗は鎌倉時代になって盛んになる宗派であり、飯嶋氏が現在の飯島町に土着した平安時代末期から存在していたとは考えにくいのである。仮に、西岸寺を一般に言われているように飯嶋氏の氏寺（菩提寺）であるとする、飯嶋氏は平安時代末期に土着した頃、氏寺（菩提寺）がなかった事になるが、それでは、同時代の武士、特に同族である片切氏等と比較した場合に極めて不自然な事になってしまうのではないだろうか。では、西岸寺の私の見解について、その建立・変遷をみ

ていくことにする。

## 第一項 西岸寺の建立

西岸寺の建立時期について、古文書の記録を根拠に弘長元（一二六一）年とするか、西岸寺の伝承を根拠に弘安元（一二七八）年とするか、見解が分かれるところがある。また、開山については、大覚禪師（蘭溪道隆）であり、その事が第六世大徹至鈍の残した至鈍置文（西岸寺規式「臨照山記録」）にあるという。西岸寺は康安元（一三六一）年に臨照山西岸禪寺として開山されたともいう。更に、泰州雜記という古文書によると、開山大覚禪師、第二世大通禪師、第三世大本大和尚、第四世初翁大和尚、第五世少林大和尚、第六世中興大徹至鈍という歴代住職が記されているという。七堂伽藍の備わった大寺院で、当初、臨済宗建長寺派で、京都五山の諸山に列せられた官寺、じ後、臨済宗妙心寺派に属する民寺になっていったというのである。開山を大覚禪師とするのは勧請開山で、本当の開山は大徹至鈍、開基は飯嶋の三檀那であるとし、元々前身となる寺院が存在はしたが、最初から飯嶋氏の氏寺（菩提寺）であるとする見解が一般である。名称も単に天竜川の西岸にあるから西岸寺なのか多少疑問もあるがこの点については保留する。建立時期については、大覚禪師の没年からみて弘長元（一二六一）年説の方が妥当であると思

われる。しかし、年代の古い方のこの説を採用したとしても、平安時代末期に土着した飯嶋氏の氏寺（菩提寺）が鎌倉時代中期まで建立されなかったというのはおかしい。そもそも、最初から禅宗寺院としてだけ記録され、その他の宗旨（真言宗・天台宗等）の事が伝承されていないというのも不自然なのである。結論からいえば、西岸寺は、少なくともその最初においては飯嶋氏の氏寺（菩提寺）として建立されたわけではないと考えるのが私の見解である。本尊仏については、当初から宝冠無量寿仏（阿弥陀如来）であったと考える事もできるが、当初は釈迦如来で、その後、阿弥陀如来になったとする事もできるかもしれない。寺紋はおそらく終始三鱗紋だったのだろう。

では、建立について、私がどのように推察したのかを次に述べる。

鎌倉幕府成立の初期段階の権力闘争で、比企氏を北条氏が滅ぼし、比企氏の支配していた信濃国も北条氏の支配するところとなった。五代執権北条時頼の頃、南宋から渡来した蘭溪道隆は、一時期、鎌倉を離れて北条氏の支配する信濃国にかくまわれた事がある。この時、蘭溪道隆は、現在の飯嶋町に暫く（数年間）滞在していたのではないだろうか。この点、信濃国を支配統治する拠点として、現在の飯嶋町付近を北条時頼が選んだのではないかと推察している。その理由はその時代に飯嶋陣屋の管轄領が一万九千石ほどであったが、慶応四明治元（一八六八）年八月二日から明治四（一八七一）年十一月二十日まで、伊那県の県庁が存在した事実を考えると、この場所を信濃国支配統治の拠点とする事には理由があるように思える。幕末・明治初期に考えら

れたのと同じような事を北条時頼が考えたとしても、あまり不思議はないように思えるのである。では、何故西岸寺の拠点化は中断したのか。それは、北条時頼の死去、元寇が終った事と関係しているのではないだろうか。世代交代、幕府の財政難等から頓挫せざるをえなかったと考えるのである。そしてそのような中、元弘三・正慶二（一三三三）年、鎌倉幕府・北条氏が滅亡する事になるのである。西岸寺の建立は、大覚禅師（蘭溪道隆）の実開山、北条時頼の開基である。

また、現在長野県宝とされている木造大覚禅師椅像についてであるが、私個人としては、この木造は大覚禅師（蘭溪道隆）ではなく、北条時頼（西明寺入道）であると思っている。塗料が南北朝時代のものであるとの指摘もあるが、補修等の結果であると考えられる。鎌倉幕府（北条氏）の滅亡により、支配者が入れ替わり、南北朝時代にある意味、リニューアル（刷新）されたとか、リセット（置き直し）されたとみる事もできるのではないだろうか。

## 第二項 西岸寺の変遷

西岸寺の変遷についてみていく前に、まず、私が思う寺院観について述べてみたい。

現代においても、日本国中に仏教寺院は非常にたくさんある。古の昔より、仏寺（寺院）は、当時の有力者に支えられたり、修行の道場となったり、人々の信仰の対象となったりするもので

ある。このうち有力者に支えられただけの寺院は、有力者が滅亡するなどいなくなってしまうと衰退して廃寺になる事がしばしばであったと考えられる。神奈川県鎌倉市には、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて、鎌倉将軍が建立した寺院も少なくない。例えば、初代将軍の源頼朝は、元暦元（一一八四）年に亡父源義朝の菩提供養のため勝長寿院を建立したが現在では跡形も無くなっており、文治五（一一八九）年に奥州合戦での戦死者供養等のため永福寺を建立したが現在は跡地が公園として残るのみで寺院ではない。建久元（一一九一）年に鶴岡八幡宮寺を建立しているが、現存するのは神仏分離の結果存続できた鶴岡八幡宮のみである。又、三代将軍源実朝の建立した大慈寺は跡形も無くなっている。四代将軍藤原（九条）頼経の建立した飯盛山五大堂明王院歡喜寺は一部の御堂は残ってはいるが、ほとんど原形をとどめていない。二代将軍源頼家が建立した現在の京都府京都市にある建仁寺は健在であるが、京都という土地柄で存続したというよりも、栄西禅師の偉業であったり、修行道場として機能した面が大きかったのではないだろうか。その時の有力者に支えられただけの寺院では、有力者がいなくなったり、支持できなくなったりしてしまえば、たちまち廃寺になってしまうのである。

西岸寺の変遷についても、この点に関する視点が大切であると思う。西岸寺は、開山大覚禅師（蘭溪道隆）、開基北条時頼でスタートしたが、北条氏の滅亡という事態に存亡の危機に陥る。そこに新たな支援者として在地の豪族飯嶋氏が助力したという事になる。西岸寺の新たなスポンサーとして多額の寄付を行うとともに、一族の中から大徹至鈍という僧侶を輩出し、禅宗寺院とし

て七堂伽藍を有する官寺（京都五山の諸山）として中興（リニューアル）を果たしたのである。つまり、鎌倉時代から南北朝時代に移った時点で、はじめて西岸寺は飯嶋氏の氏寺（菩提寺）に置き直した（リセットした）のである。

だが戦国時代末期に、その飯嶋氏も滅亡してしまふ。官寺として存続できなくなった西岸寺は、江戸時代に困窮するが、美濃国井深から大極和尚が入山されて、臨済宗妙心寺派の寺院（民寺）として中興される事になる。西岸寺は、有力者によって支えられる寺から皆の信仰の対象となる寺になった事により存続していく事になるのである。

西岸寺の裏山に飯嶋氏の廟所がある。しかし、この廟所は戦国時代末期から江戸時代初期の物であり、江戸時代以後の廟所はやや北方の飯島町赤坂地区になる。では、それ以前の中世飯嶋氏の廟所はどこにあったのであろうか。私は、前述の平成十年から十一年の発掘調査等からみて、若森地区付近で、当初は屋敷墓の形態をとるものではなかったかと推察する。

### 第三項 飯嶋氏の信仰

飯嶋氏の信仰については、神道として、八幡信仰は、源氏の系統（家系・血系的）として、諏訪信仰は、信濃の豪族（地縁的）として信仰したものであろう。諏訪大社では現在の上社前宮と

関係が深かったと伝わる。八幡神は応神天皇（誉田別命）比売神・神功皇后の三神を祀る。神仏習合では八幡大菩薩、本地垂迹では阿弥陀如来が本地仏である。諏訪神は建御名方神・八坂刀売神を祀る。神仏習合本地垂迹では建御名方神が普賢菩薩、八坂刀売神が観音菩薩とされる。又、大日如来を源氏の守護神とする説もある。

鎌倉時代の嘉暦四（一三二九）年三月、幕府の頭役下知状案には、諏訪大社上社の十番五月の流鏑馬の頭役に飯嶋氏が割り当てられていた事が推察され、嘉暦四（一三二九）年三月、「大宮御造営之目録」には、諏訪大社の玉垣三間を割り当てられていた記録もある。

室町時代の「諏訪御府礼之古書」によれば、長禄三（一四五九）年五月会流鏑馬飯嶋為宗、寛正七（一四六六）年五月会宮頭飯嶋大和守為宗、文明三（一四七一）年五月会流鏑馬飯嶋為頼、文明八（一四七六）年明年御射山御頭足下増飯嶋伊与守為頼、文明一三（一四八一）年五月会明年御頭足右頭飯嶋紀伊守、文明一九（一四八七）年花会明年御頭足宮頭飯嶋紀伊守為頼など、それぞれ諏訪大社上社の祭で頭役を務めた記録が残されている。

現在の飯嶋町本郷地区には、美射山社（現在の本郷神社）、八幡社、若森社等、飯嶋郷には飯嶋氏の信仰を裏付ける神社やその遺跡・史跡を見る事ができる。

仏教として、飯嶋氏には浄土信仰があったものと思われる。おそらく当初は真言宗又は天台宗、その後、鎌倉時代からは臨済宗建長寺派、江戸時代以後は臨済宗妙心寺派である。特に、飯嶋氏が西岸寺の大檀那であった頃は、禅宗の信仰に厚かった事が想像される。

儒学として、易経も学んでいたと考えられる。一般に兵学と易学は併せ習うべきものとされるからである。神道・仏教（神仏習合も含めて）と並んで、儒学の教養も重要視されてきたもので当然の事であろう。

以上の他、猿田彦信仰や稲荷信仰もあつたのではないかと思われる。

おわりに

本来、本書は飯島紘氏の監修を経た後、発行する予定であった。飯島紘氏ともその約束をしていたのであるが、病床につかれて「もはや誰とも会わない。」という事態になり、この度のことになったしだいである。発行が遅れたためでもあり、深くお詫び申し上げたい。

ところで、私の家は祖父の代の分家で私は三代目である。私の家の本家に残された伝承について述べてみたい。私からみて十二代前に当る人物が飯嶋家系図にいう梶与衛門為永の弟庄左衛門為広（承応四年三月十二日没 法名 花山良春禅定門）となる。この人は学問熱心であり、外国で広く見識を深めたいと思っていたという。つまり、今でいう海外留学を志した者であったのである。しかし、当時の政権（徳川幕府）は鎖国政策をとり、日本人の海外渡航を禁止してしまつた。その事へ異をとなえるかたちで寛永十四（一六三七）年に起きた九州島原の乱へ参加することになり、洗礼も受けた（切支丹であった）ようである。戦場で左目に矢傷を負い、戦場から救出され、養生していたが、結局その時の怪我がもとで死亡した。一時期は不行跡として勘当されるが、後に心底を理解されて勘当は許されたという。庄左衛門の遺児については、娘三人は嫁に出され、息子一人は伯父であった梶与衛門為永の養子として養育された。当時、伯父には女子のみで男子がいなかった事が原因であったようである。梶太郎八（飯嶋与兵衛とも）と称していたようであるが、その後、伯父には実子である伝之丞為次が誕生した事もあり、廃嫡にされる。これ

を不当として、当時の領主であつた脇坂藩へ家督相続に関する訴えを申し出るが、敗訴して万治四（一六六一）年三月領地外へ追放となる。そこで、祖母方の梶氏をたよる事になる。そもそも、梶二郎兵衛正利は三河国足助の住人で直参旗本二百石であつたのであるが、元和五（一六一九）年、徳川頼房公水府への御供して、直参旗本としては断絶し、百石加増の水戸藩士三百石となつた。その水戸藩士先手足軽組頭の梶氏（梶柵左衛門信勝）を頼つたのである。しかし、結果的に当時水戸藩出入りの滑川藤兵衛光友（下総国海上郡野尻村の住人）の世話によつて、下総国海上郡小谷田村へ移住する事になる。この地区は慶長五（一六〇〇）年に改易された木曾氏の旧臣のうち阿知戸付近に土着した人達が住んでいた場所でもあり、同じ信州出身者である事を考慮した配慮と思われる。そして、飯嶋与兵衛（三郎兵衛）宗哲の系統として存続することになつたのである。

ちなみに、幕末、彦根藩の飯嶋三太夫、水戸藩天狗党の梶八内は、いずれも尊王攘夷派であり飯嶋氏の関係者は明治維新の時期にあつても革新的思想の持主が多かつたようである。

飯島紘氏には、できる事ならDNA記録を残していただければと思つている。もちろん、記録いただけたとしても個人情報ของさいたるものである。使用法も極めて限られるだろう。しかし、現在の技術でも何代前は同一人物であるなど解明できる。将来はもっと格段に進歩するだろう。遺言等でも、何らかの最先端技術を用いた調査・研究に活用できる余地もあるのではなからうか。失われてしまつた記録はもはや再現できないのである。

飯嶋氏関係の文書等は、飯島紘氏の意向によって長野県立歴史館へ寄贈されてしまった。以前は飯島紘氏の好意によって、私のような者でも拝見できた貴重な史料であったが、なかなか現物を手に取って見る事はできなくなってしまった。閲覧しやすい配慮が求められる。

飯嶋城跡をはじめとする遺跡も、史跡とするのが良いように思える。土地所有者が多数存在するなど、さまざまな困難はあるかもしれないが、遺構を最善の状態で保存できる措置が大切なのではないかと思う。その上で、発掘調査も進められたらより良い成果も得れるのではないかと考える。

いづれにしても、信濃国飯嶋氏研究の今後ますますの進展を期待したいところである。

それにしても人一人の人生とは長短ありといえども、やはり短いものである。たとえ長く生きただとしてもせいぜい百年弱である。かつて学校の恩師が「人一人が一生にできる事は限られている。まして一日のうちにはできる事などなおさらである。時間を無駄にするな。」と言われた。古人いわく「一寸光陰不可軽」本当にそのとおりであると思う。飯島紘氏は膨大な史料を受け継いだ第二十九代の飯嶋氏である。著書も拝読させていただいたが、本当によく解読・研究しておられている。職業的専門家ではないから少ないごく限られた時間の中で勉強され、地道に解読・研究されたのであろうと推察する。一方、私にはほとんどそのような史料はない。自分自身の経験・体験や考察・思考をてがかりにして、この本を書いた。ほとんどの人達は生きていくのに精一杯という人が少ないないだろうが、私自身も例外ではない。生きていくための仕事を必死にやりな

がらの調査・研究であった。以前、鎌倉の鶴岡八幡宮の研修会で「神道は、自然崇拜・祖先崇拜である。」という話があった。私も先祖の事を想いながら調査・研究を行ったように思う。だから、京都の六孫王神社と関り、水尾山陵へも参拝した。そして、ひとまずはこの本を書き終えた事に満足している。

飯嶋氏の戦術・戦史、特に、戦史の部分に関して、もう少し具体的に戦場における戦闘様相、飯嶋氏の戦闘要領等が記述できれば良かった。又、飯嶋氏の信仰についても、もっと詳細に記述できれば良いと思われる。今後の調査・研究課題である。

今日まで生き、執筆したこの書物を上梓する事ができたのは縁あつてのこと、その全ての縁に感謝の誠を捧げたい。

令和六年二月十日

飯嶋 真一

参考文献

- |                 |       |      |
|-----------------|-------|------|
| 飯島町町史上巻・中巻・下巻   | 飯島町役場 | 飯島町  |
| 飯島氏および飯島家       | 藤原印刷  | 飯島紘  |
| 信州飯島氏八〇〇年のミステリー | 宮澤印刷  | 飯島紘  |
| 武士とは何か          | 新潮社   | 呉座勇一 |
| 武士とは何か          | 勉強出版  | 五味文彦 |



飯嶋 真一

いじま しんいち

昭和39（1964）年8月25日 生

日本大学 卒業

元 自衛官

現 行政書士